

## 議 事 日 程 ( 第 4 号 )

平成30年3月8日(木曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問  
※一般議案
- 日程第 2 議第 8号 平成30年度遊佐町一般会計予算
- 日程第 3 議第 9号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第10号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第11号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議第12号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議第13号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議第14号 平成30年度遊佐町水道事業会計予算  
※条例案件
- 日程第 9 議第15号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第10 議第16号 遊佐町工場立地法地域準則条例の設定について
- 日程第11 議第17号 遊佐町地区計画等の案の作成手続に関する条例の設定について
- 日程第12 議第18号 遊佐町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について
- 日程第13 議第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第14 議第20号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第15 議第21号 遊佐町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第16 議第22号 遊佐町企業奨励条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第17 議第23号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第24号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第25号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第26号 遊佐町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第27号 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第28号 遊佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 3 議第 2 9 号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 2 4 議第 3 0 号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 2 5 議第 3 1 号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 2 6 議第 3 2 号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第 2 7 議第 3 7 号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 ※事件案件  
 日程第 2 8 議第 3 3 号 町道路線の廃止及び認定について  
 日程第 2 9 議第 3 4 号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について  
 日程第 3 0 議第 3 5 号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について  
 日程第 3 1 議第 3 6 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について  
 日程第 3 2 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

( 議事日程第 4 号に同じ )

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	齋	藤	武	君	2 番	松	永	裕	美	君
3 番	菅	原	和	幸	君	4 番	筒	井	義	昭
5 番	土	門	勝	子	君	6 番	赤	塚	英	一
7 番	阿	部	満	吉	君	8 番	佐	藤	智	則
9 番	高	橋	冠	治	君	10 番	土	門	治	明
11 番	斎	藤	弥	志	夫	君	12 番	堀	満	弥
										君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員会	佐藤啓之君	農業委員会会長	佐藤充君
選挙管理委員会	土門隆三君	代表監査委員	金野周悦君
委員長職務代理者			

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（堀満弥君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（堀満弥君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、土門隆三委員長職務代理者が出席、その他町長以下全員出席しておりますのでご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日の3月7日に引き続き一般質問を行います。

4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） おはようございます。例年より長かった冬も終え、春の兆しを感じることができるようになったと原稿にありますが、まだ肌寒さ残る第523回遊佐町定例議会において一般質問をできまことを光栄に存じます。

それでは、一般質問通告書に従い質問させていただきます。今回は町民があのかんどうはどうか、あのかんどうはどうかと素朴に思っていることを町民視点でお伺いいたします。

1問目は、国道7号線沿いにある複合型産直施設「え〜こや八福神」のその後についてお尋ねいたします。同施設は、昨年4月23日に閉鎖し、5月末には大阪有機化学工業株式会社より当施設の利用を検討してもらいたい旨の正式な依頼が町にありました。それに対する町のスタンスを昨年6月定例議会にて9

番、高橋冠治議員の一般質問で答弁しております。「施設がずっと閉鎖のままというわけにはいかないと考えており、今後町として施設を活用していく方向で、まずは関係各課で協議を進めるとともに、商工会等の町内関係機関とともに協議を進めていきたいと思っています」と、また施設の活用法として活魚のストック場所とか起業によるショップ開設とか、加工所の開設とかが考えられるので、関係機関と検討協議していきたいとも答弁されております。大阪有機さんからは、9月もしくは10月ごろまで町のほうで活用できるのか検討していただきたい旨の要望も出されておりました。あれから9カ月が経過しております。閉鎖されたままである施設を見るたびにどうなるのだろうと思ひ、心配を募らせている住民や町民は少なくないのではないのでしょうか。施設活用に向けた協議がいかになされたのか伺うと同時に、活用計画の進捗状況を伺い、第1問目とします。

第2問目は、コミュニティ・スクールの立ち上げと学校適正審議会の設置が同時期に進められていることによる、その整合性と調整をいかに図られるのかお尋ねいたします。町では平成29年度に遊佐小学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を設置し、平成30年度には遊佐中学校、蕨岡、藤崎、高瀬、吹浦小学校へのコミュニティ・スクールが設置される予定です。言うまでもなくコミュニティ・スクールとは、学校運営に関して住民の各関係者による学校運営協議会を設置し、地域性を生かした学校運営を推進する制度と認識しております。地域に根差し郷土愛を醸成する教育と、住民が学校運営と事業に協力し支える体制づくりを目指す、この制度は人口減少と少子化が進む現代において不可避な施策であると考えます。

一方町では、少子化を要因とし、遊佐町小中学校の適正な規模に関して審議する適正整備審議会を設置し、第1回審議会が2月15日に開催されております。この審議会の設置は、町から町内の5小学校の統合に向け、時期や附帯事項について協議していただく旨の諮問を受けて設置されております。設置目的については、第522回定例議会補正予算審査特別委員会でも質疑させていただいたわけですが、2012年4月の町立小学校適正整備基本方針策定時より想定よりも少子化が進んでいることによる統合時期の見直しが主たる審議課題であると認識しております。コミュニティ・スクールの取り組みと適正審の設置は、第1次生活圏における小学校のあり方という面ではベクトルが逆なのではないかと地区住民は困惑しているのではないのでしょうか。地域性を生かした学校運営を目指すコミュニティ・スクールの質の協議と学校の規模を審議する適正整備審議会の量の協議が同時進行的に進められていることに関して、住民や保護者が抱いている困惑に対して、その整合性と調整をいかに図りながら地域に根差した教育をこの先の5年間進められていこうとしているのか伺い、演壇からの質問とさせていただきます。

議 長(堀 満弥君) 時田町長。

町 長(時田博機君) おはようございます。1,000年に1度と言われた東日本大震災から早くも7年を迎えようとしております。一般質問の最終日でありますけれども、3月11日がちょうど日曜日と重なるため、お見舞い等を申し上げる機会がございませんので、この場をおかりしまして被災された東北各地初め、全ての地域のより速やかな復興、そしてお亡くなりになりました皆様に哀悼の意を表する次第であります。

さて、産直施設の質問がなされました。旧産直施設が閉鎖されたままに心を痛めているものであります。特に隣接の青葉台の住宅団地が完売をし、近年多くの方々々が我が町に住んでくださる中で、しっかりと町として復興に向けて、復旧に向けて支援をしてまいりたいと考えております。旧産直施設の活用について

の検討につきましては、昨年秋に役場内の関係各課ほか、農協、商工会、福祉関係者も含めて、施設内部を見学しながら検討会を開催、参加者からはスポーツジム、フィットネスクラブ、学習塾、ジオパークの展示施設、高齢者への配食サービス施設など、実現性が高い、低いは別にして、さまざまな意見が出されました。さらに、各機関へ具体的な提案についてお願いをしたところでありましたが、非常に大きい施設であることから、これまでさまざまな要望はいただいていた中ではありますが、現実的、具体的にという提案は難しいようであります。

また、酒田市の福祉関係の事業所からは、一部ですが使用を検討したいというお話があり、見学の調整なども行ってきましたが、残念ながら見送りたいという返事もいただいております。整備を検討している加工場につきましては、共同という形がいいのか、貸し加工場という形がいいものなのか、実際のニーズはどうなのか。また、運営方法については、営業許可等の関係もあり、どういう形態、方法がいいのか、町が運営主体というわけにはいかないと思いますので、新たに事業協同組合、管理組合的なものを立ち上げていくとか、具体的な検討、調査等を進めてきておりますが、まだ最終結論には至っていないというのが状況であります。農産物の加工はもとより、今後は現在開発を進めております川鮭のウィンナーや鮭節、さらには実証実験を進めておりますアワビの養殖事業など、水産資源の活用など、今後ますます遊佐ブランドの推進、確立に取り組んでいく必要があると考えます。現在の遊佐ブランド推進協議会を法人化して、各事業を進めていくということも考慮中であります。

旧産直施設は、その規模から加工場だけで全てを活用し切れるものではありませんので、新年度早々に一般公募というような形で施設の見学会を行い、利用の希望があれば協議をしていきたいと考えております。旧産直施設の所有者であります大阪有機化学工業株式会社とは、打ち合わせ、協議を続けてきており、この3月末までに活用内容を報告することになっておりますが、当面は施設の一部を加工場として使用していくこととし、今後も引き続き検討を続け、よりよい活用方法、活用形態について早い段階で決定していきたいと考えております。

2番目の質問でありましたコミュニティ・スクールの立ち上げと学校適正審議会の設置が同時期に進められる整合性とかの質問ありましたが、教育委員会が非常にこれまで苦労して頑張っ、それら等努力なされている状況がありますので、2問目の質問については教育委員会をもって答弁いたさせます。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） それでは、町長から教育長をもってということでしたので、答弁させていただきます。

遊佐町では、これまでもPTAやまちづくり協議会を初めとした地域と学校の連携を大事にし、地域ぐるみで学校教育を推進してまいりました。今後はこれまで積み上げてきた実績をもとに、保護者や地域住民の学校運営への参画の機会を生かすことで、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていただきたいと考えております。そのために各学校に学校運営協議会を設置し、情報や課題の共有、教育目標や経営の重点等の協議を通して、学校、家庭、地域のより効果的な連携、協働体制を構築し、子供の学びのさらなる充実を図ることを大事にしていきたいと考えているところであります。庄内地区では遊佐町が初めての導入となりましたが、これまでの学校と地域とのつながりを制度として位置づける意味合いが強く、今年度モデル校の遊佐小学校では第3回学校運営協議会が2月20日に行われ、コミュニティ・スクール全

体助言者の東北公益文科大学教授、武田真理子先生からは、「初年度とは思えないほどスムーズに適切な熟議が進められている。あるべきコミュニティ・スクールの姿になりつつあるのではないか」との講評をいただいております。

さて、議員からご質問のありましたコミュニティ・スクールの立ち上げと学校適正整備審議会の設置が同時期に進められることについては、さまざまな事例を参考にしながら、適切に進めることができるよう調整を図っていきたいと考えているところです。平成27年度に文部科学省から出されております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの中には、「コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確に機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。このため例えば、学校統合の検討プロセスから統合対象各校に学校運営協議会を設置し、合同の協議の場を設け、新たな学校づくりの計画も含めて地域の意見を最大限反映させるといった工夫も考えられます」という例が示されております。統合に向けた審議は、適正整備審議会において行われるわけですが、地域の意見を最大限に吸い上げる意味でも、また各校の学校運営協議会の状況を情報共有するためにも、来年度から2回、コミュニティ・スクール推進会議を開催する予定にしております。従来も学校教育、社会教育、まちづくり協議会連絡協議会という名称で、そういった各立場での子供たちの育成に向けた取り組みの課題等を共有する会議は持っておりましたが、今度コミュニティ・スクール化するという事で、名称を一部変えて、当然内容も従来とはまた違って、先に進んだものになると思っておりますが、そういう意味合いを込めまして、新年度も年度当初と年度末に開催したいと考えております。

また、全国的に見ますと、統合後にできる新しい学校のイメージを地域全体で考え、地域総がかりで取り組むコミュニティ・スクールを活用した事例もございます。これは兵庫県に宍粟市という市があるのだそうです。私も地図で調べましたけれども、そういった先進地の例もあるようでございます。この事例では、統合の検討に向けた学校運営協議会からの意見として、学校統合に向け、保護者や児童の不安を取り除くための取り組みが必要であること。地域の人材の活用をさらに進める必要があり、地域住民からの積極的な参画を呼びかける必要があること。児童だけでなく、PTAの交流も必要ではないかということ。先生方とも活発に意見交換がしたいということといったものが挙げられ、これらを統合に向けた検討に生かしていったという内容でした。これは適正整備審議会というよりは、その後の準備委員会等の中身に含まれてくるのかなということで、大変に参考になる事例の一つであると考えております。

来年度から全ての学校で取り込まれる学校運営協議会ですが、保護者、地域、住民、教職員が集まって学校や地域の課題を共有し、そのことについて熟議をすることを通して、互いの立場や果たすべき役割への理解を深め、それぞれの役割に応じた解決策を洗練し、個々人が納得して自分の役割を果たせるようになることを目指していければよいと思っております。子供たちもそういう家庭、学校、地域の姿を私は望んでいるものだと思っております。皆様からのご理解とご協力が今まで以上に必要になってまいりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

なお、ベクトル、方向性が違うのではないかと言及がございましたが、もう既に遊佐中学校は新生遊佐中学校と25年の歴史を刻んで、間もなく卒業式、4月には26年目がスタートするという事で、まさに統

合中学校になって26年目に中学校もコミュニティ・スクールが立ち上がるということですから、そういうことで考えれば何らベクトルは違う方向ではなくて、それらのよさを生かして、先ほど申しましたように、子供たちから大人も、私たちのことを一生懸命に考えて頑張っているのだねと、そういう姿を肌でひしと感じていただけるような、そういう方向に持っていければと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） それでは、八福神の活用計画の進捗状況について自席からの質問を始めさせていただきます。演壇での文言と重複する点があるかと思っておりますけれども、ご了承ください。

昨年春に複合型産直施設が閉鎖するニュースは、地域住民のみならず、遊佐町民や関係機関も驚いたのが現実です。複合型施設というだけに、多岐の役割を持った施設であったこともあり、閉鎖ショックも大きかったと思います。そんな最中、6月議会にて当施設を町が一定の関与をし、再生計画を関係機関や団体と協議するという決断は、地域住民、町民、関係者に安堵感を与えたのではないかと思います。しかし、再生に向けた動きが見えず、いかなる進捗状況であるか知らされぬままの9カ月であったために、今回あえて質問させていただきました。答弁にもあったとおり、八福神複合型施設は大変駐車場も大きく、施設自体も大きいために、再生計画となるとなかなか難しかったというのが演壇での答弁だったのではないかと思います。一気に何もかもさきの「え～こや八福神」のような複合的な機能を持った施設にすることはなかなか無理があるかと思います。しかしながら、9カ月がたった今、明確にしなければいけないのは運営主体を明確にすることなのではないかと思います。町が運営主体にはならないという前提で、さまざまな協議がなされてきた、この運営主体について。まだ結果は出し切れていないという答弁でありましたが、この運営主体についてどのようなケースが考えられ、検討調査がなされてきたのかお伺いいたします。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

旧産直施設の今までの施設の利用計画については、町長が経過については壇上で話したとおりでございましたけれども、その中でこの事業所をどういうふうに持っていかというふうなことで、この施設をどういうふうに持っていかということでいろんな検討会等を開かせていただきました。それから、酒田市のフィットネスクラブさんの進出ですとか、JAさんのバックライス事業ということも情報を得ておりましたので、そういったことについてもいろいろ協議をさせてきていただいた経過がございます。その中で、やはりそういった事業所さんの中で事業主体となって入ってくれる方を模索してきたわけですが、なかなかそれが自分たちで入ってというような方が見つからないという状況もございまして、特に今考えております加工場のほうにつきましてはその実施主体をどうするかということで、その部分を最大の焦点として今まで話をしてきた、協議をしてきた経過がございます。まず、事業主体につきましては、なかなか営業許可という関係がございまして、それを町で取得するということは当然できないわけがございます。個人個人の営業許可を、入ってくださる方、個々が営業許可をとって入っていただければ一番いいわけですが、それについては入っていただく事業所、個々において営業許可をとらなければいけないということで、いろいろ保健所の指導もございまして、そういった加工に携わるところは部屋を全部仕切りを入れて、しかも全部の設備を加工から完成まで、ラッピングして出すまでの設備をそ

の事業所ごとにそろえなければならないというようなこと、そういったこともさまざま協議の中で出てきて、やはり受け皿となるもの、これから遊佐町のブランドを発信していく上で、事業主体となるものをやはりしっかりと町のほうでもそういった組織体制づくりをしなければいけないのではないかと、ここで今動いているという状況でございます。先ほど町長の答弁のほうでも、遊佐ブランド推進協議会の法人化ということも今念頭に入れて動いているということでございますけれども、そういった意味でこれから、現在のところブランド推進協議会は任意団体ということで営業許可は取得できないという組織でございますので、それを事業共同組合か、もしくは株式会社になりますか、そういったいろんな検討材料があると思いますけれども、そういったことで営業許可が取得できるようなことになって、これからやはり今進めておりますアワビ事業でありますとか、そういうものの受け皿になれるような形で事業を進めてはどうかという方向性で動いているということでございます。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） それでは、今の答弁、要約しますと、事業主体となり得るのはブランド推進協議会を法人格を持たせ、そして営業権を取得し、そしてそのような組織、ブランド推進協議会を法人化した上で運営主体になる可能性があるのだというふうな答弁だったと思うのですが、

次、移らせていただきます。これ昨年5月の段階で大阪有機化学工業さんより活用計画に関して正式な依頼があったわけですが。その際に、ちょっと下世話な話になるのですが、あの施設全体を借り受けたとき、どのぐらいの賃借料になるのかというのもやはり大阪有機化学工業さんのほうからあったと思うのです。どのぐらいの金額が提示されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今年度の今までの協議の段階の中では、旧産直施設さんの固定資産税に相当する部分を賃借料にしているだけではないかということでのお話もあり、その中でいろいろ協議をしているという段階でございます、固定資産年税額では260万円ほどになります。月額で21万円程度というふうなことでお話を進めておるところであります。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） 月額20万円ぐらいの借料というふうなお話でありました。なかなかあの施設全体を1社で活用するということはないと思いますので、いわゆる運営協議会みたいな協同組合みたいなものを立ち上げた上でテナントを募集する。そして、加工場を開きたいと思う企業に対して貸し出すという形になるのだと思います。演壇の答弁で、この加工場に関して、当面は施設の一部を加工場として使用していくこととするとありましたが、具体的にこの当面加工場として利用する、そして八福神に入設する事業所もしくは団体との協議というのは済んでいるのかお聞かせ願いたいと思うと同時に、いかなる加工をなす会社であるのかご報告願いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今協議中の事案としては、町外に製造を委託している分野の加工ということで、例えばレトルトでありますとか瓶詰めですとか、そういうものの加工場としてということでその事業所さんとはお話を進めてお

るわけですが、ただ先ほど申し上げました食品衛生法、営業許可の関係で、そういった事業所さんが入る場合に全て建物の構造に仕切りを入れるということと、その団体全体で販売できるまでの設備を整えなければいけないということで、そこら辺で今まだ協議をしている段階であります。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） これはなかなか町の施設ではないので、なかなか町がランドデザインを描くということは厳しいことなのだと思います。しかしながら、開設時のやっぱり町のかかわり方を考えれば、やはり町は関係ないよと言える施設でもないわけです。そして、何度も言うように複合型産直施設八福神は、開設当初から周辺集落の災害時の避難拠点、その際の物資供給をするという旨の周辺集落との協定がなされ、閉鎖後は物資提供を除いた協定の改定がなされました。また、旧青山本邸に訪れる大型バスの駐車場として有効活用するという面もありました。現在もその機能は有しているのだと思います。あの施設に関しては、農水産品の産直施設、特産品販売施設、ファストフードコーナー、農家レストラン、コンビニエンスストア、そしてトイレが併設されたまさに複合施設であったわけです。一気にその複合施設の機能を再生させるのは多くの課題があると思います。ここで私が申し上げたいのは、できればあの施設を利用して、遊佐の特産品を初めとする遊佐ブランド商品の販売をし、遊佐の魅力を発信できるコーナーの開設を望むと同時に、答弁にもあったようにジオパーク、来訪神あまはげ、鳥海山等の観光と文化を発信できるコーナーを併設した形の再生計画を希望したいと思います。また、町が1,000万円ほど助成して設置されたトイレの早期利用を含めた遊佐の玄関としての機能を盛り込んだ活用計画を3月末には大阪有機化学工業さんのほうへお示しいただくことを強く願い、この件を終わらせていただきたいと思います。

次、2問目のコミュニティ・スクールと適正整備審議会についてお尋ねいたします。子供たちは、地域の方々や地域の行事に触れ合い、参加することによって地域を知り、地域を愛する心を芽吹かせる。また、地域の住民は子供たちに触れ合い、見守り、育むことで子供たちから力をもらいながら地域の文化を継承し、子供たちに未来を託してきたのだと思います。この関係は有史以来現代まで連続と続いてきたものであると思います。コミュニティ・スクールの導入は、地域性を生かし、地域の声を学校運営に反映するために、従来の学校評議委員会制度から学校運営協議会へと制度改正し、地域とともにある学校運営の強化を目的としたものであると理解しております。コミュニティ・スクールの設置は、文科省の指導では、平成29年度、昨年までは設置しようよというような指導であったと思います。しかし、昨年より設置するように努力しようよという努力義務指導となっております。山形県内では平成29年4月1日現在で新庄市、長井市、大石田、川西、小国、西川、舟形、戸沢の8市町村、35校で設置されておりますが、庄内地方では29年度に我が町の遊佐小学校が設置したのが先駆けであります。なぜこんなに庄内地域において先駆けという形で遊佐小学校がコミュニティ・スクールに取り組みられたのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 県内でも、今議員ご指摘のとおり、各地区で立ち上げられております。それらの先進地に我々も学んできたところがございますし、庄内では初めてということがございます。新聞等の報道では、山形市も何か取り組むという意向で、市長と教育委員会の総合教育会議で話題になっているという、これは新聞報道ですが、やはり文科省が昨年、今年度4月に努力義務にしたということで、ま

たそのコミュニティ・スクールのよさというものが各地区で取り入れられようという機運が高まっていくのだと思います。従来申し上げていますが、遊佐町はもう既にコミュニティ・スクールだったので、名前がついていないだけで、それは一番ご認識していらっしゃると思います。ですから、コミュニティ・スクール、その仕組みは小学校が6校の時代であろうとも、その以前に杉沢とか白井小学校があった時代でも、5校の今の時代でも、やがて1校になるかもしれません。これはまだ未定ですので。そうなっても、やっぱりそういったよさというものは大事にして、子供たちを育ていこうという思いでございます。既に中学校は、もう先ほど申し上げましたけれども、もう25年前から1校になっておりますから、それでもコミュニティ・スクールなのです。ですから、私は小学校ではどの学区もスムーズにまず立ち上げられると思いますけれども、中学校はやはり一工夫しなければならないかなという思いであります。ただ、各地区から状況をいただきますと、うちの学校はもう5月から立ち上げられるよという学校もありますし、そんなに慌てないで、来年度中でいいのですから、2学期に入ってからもいいですし、特に中学校の場合は年度内ということ想定して、慌てないでいい仕組みといいますか、方向性ができるような方向でぜひ検討していただきたいということをお願いしています。

例えば、どの観点からお答えしていいのか、ちょっと迷っているのですが、地域の行事等との関連ということがございました。もちろんこれは鳥海山をベースにして、まさにそれが遊佐町の誇りであり、宝であります。また、町民がずっともう大昔から潮として生きてきたよすがでありますから、それはこれからずっと、10年たとうと、100年たとうと、大事にしていくのだと思います。いかなければならないのだと思います。例えば四大祭がございます。これは、もう同じことを何回も言うことになるわけですがけれども、諏訪部祭が遊佐小学校の4年生とか、藤蔵祭と戴邦碑祭は今統合しましたので、藤崎小学校、学年は違いますけれども、参加しています。政養祭には高瀬と吹浦、地元と参加しています。私は、矢部駿河守を祭った荘照居成祭なんかも、佐藤藤助が絡んでくるわけで、私は大変大事なお祭り事だなと思っておりますけれども、先人に遺徳をしのびながら、そういうものを十分生かして私たちもこれからの遊佐町、日本の未来をつくっていこうという思いの行事でお祭りでございますけれども、こういったものにもぜひ政養さんなり藤蔵さんなり、ほかの学区の子供たちにも学ばせてほしいのだよね、そういう機会何とかできないものかという声もあるのです。ところが、藤岡小学校はどの祭りにも参加していないと、そういう状況もあるわけで、必ずしも一つにまとまったから、そういうものが希薄になるということではなくて、考えようによっては今まで全然子供たちが気づかないとなれば、恐らく地域の方々も案外ほかの地区のそういう慰霊祭みたいなお祭りみたいなを気づかない、名前は知っていても詳しい内容までわからないではないかなということも学年に配置すれば、遊佐町の子供で育った以上は小学校、中学校卒業するまでは遊佐町というのはこういう偉い先人の遺徳があって、私たちがこうやって頑張っているのだなという思いを学ぶ機会がふえるという、そういうよさもあるわけですので、もちろん逆のいろんな課題が出てくるのはわかっております。それを踏まえながらコミュニティ・スクールというものは、今は5小学校、1中学校で立ち上げて、やがてもし審議会でそういう方向性が出された場合は、やはり今の6地区のよさも残しながら、人口が減少していく町の将来、10年後、20年後、30年後を見据えれば、鳥海山をメインにして遊佐町というコミュニティをいろいろ考えていく、そういう時代も来るのだなという思いも重ね重ねながら、今ちょうど過渡期にあるわけですがけれども、もちろん一長一短、よいところあれば、こ

の辺希薄になるなというところは当然重々わかっていますけれども、その辺をお互いに認識しながら、全部やろうとすると学校は成り立ちませんので、その線は精選するという作業が当然入ってくるのだと思いますけれども、そういう意味でも今からコミュニティ、先ほど申し上げましたけれども、まさにそういった仕組みが子供たちが望んでいる育ちの環境の仕組みであるとすれば、今国でも旗を振っているわけですから、立ち上げるタイミングではないかなということ、今動いているということでご理解いただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 上衣は自由にしてください。

4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） なぜ先駆けであったのかということをお聞きしたのは、遊佐町において小中学校の適正整備に関する審議会の設置の必要性がもうその時点でも想定された時期だったからです。鍋の中の具材は煮込まれた。味つけの段階に入った。砂糖と塩を同時のタイミングで入れてしまう調理のように思えてならないわけです。各小学校にコミュニティ・スクールを立ち上げ、地域とともにある学校づくり、そして地域の意見が反映される学校づくりというのを5つの各小学校で30年度から始まるわけです。そうすると、地域性を生かした、地域の声が反映される学校運営というのを一生懸命取り組んだときに、アクセルを踏んだときに、すぐ目の前に壁があった。その壁というのは、今頑張っている小学校が一つの小学校に統合するのだよというのがやっぱり壁になると思うのです。しかし、どちらも遊佐町が抱えている、そして遊佐町が取り組まなければいけない事業なわけです。そのときに砂糖と塩のさじかげん間違うととんでもないお鍋になってしまうわけです。甘過ぎたり、しょっぱ過ぎたり。そういうことを避けるためにさじかげんをしっかりとやっていく協議というのはどこでなされるのだろうと思ったわけです。しかし、答弁にもありました。この件に関して肝となる答弁は、以前は学社まち協連絡協議会、これが名称が変わって、コミュニティ・スクール推進会議の設置と開催というものです。調べてみますと、30年の5月と31年の2月開催するというような状況です。しかし、いわゆるコミュニティ・スクールを進めていって、そして遊佐1小学校という形に持っていくときに、やはりこれはどんな場合でも統合においては生じるのですけれども、さまざまな地域のエゴとか、そういうのが発生する。しかし、そういうものも全部踏まえたと、ソフトランディングさせなければいけない。それがコミュニティ・スクール推進会議なのだと思うのです。とりあえず。そうすると、そのコミュニティ・スクール推進会議、30年度に2回開催されるようですけれども、2回という回数で十分であるのか、またはどういう事案がその場で協議されるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） コミュニティ推進会議、学社まち協がそういう形で、先ほど来申し上げていますように遊佐町はある意味でコミュニティ・スクールが進んでいる地域である学校が全てであるという認識で、学社まち協ということで、その場で協議したわけですけれども、2回ということでは、何も必要があれば3回目もやればいいわけですし、とりあえず年間の予定としては日にちとおかかなければなりませんので、それぞれ動いていますので、組織は。5月と2月と。例えば5月であれば、遊佐小学校はもう動いていますので、こういう成果がありましたよ、こういう課題がまだ残っています。この辺はこれから頑張っていくところです。状況は説明いただけるわけですので、これから立ち上げようとしている小学校、

中学校ではぜひ参考にしていただきたい。もちろん従来の学校、コミュニティ・スクールまだならない、まだ途中の学校でも連携はしているわけですので、その辺の状況、行事等も確認しながらですけれども。そして年度末には今の予定でいけば各小中学校ともいよいよ学校運営協議会の体制が整っているということが想定されますので、そこでは、ああ、やってよかったね、こういう成果がありましたよということもあるでしょうし、この辺はどうしたものだろう、ほかの地区はという課題も出てくると思う。そういうものを共有をしながら、あっ、そうか、そういうやり方があったかと、そういうことをまず1年目は共通理解する推進会議になるのかなと思っております。

統合に向けて壁があるという言い方がいいのか、当然それはスムーズに一から十までよかれと思ってやっても、やっぱりいろんな壁といいますか、ハードルはあるわけで、その辺も当然もし一本、学校一つでいこうとなれば、これは綿密に準備をしていかなければならないわけで、それをコミュニティ・スクール推進委員会になることではなくて、一部もし重なるところもあると思いますけれども、それはまた統合に向けた新校開校に向けた準備委員会ということで、もう校名をどうするか、PTAをどうするか、一番の教育課程、地域のいろんな行事等の関連の中でどう学校のカリキュラムに盛り込んでいけるとか、地域の人材の活用なんていうのは学区だけ、幅広く全国区でできるわけです。もう幅できると思いますけれども。俺もやりたい、私もやりたい、いっぱい来たらどうするのだとかいろいろ逆のうれしい悲鳴の課題もあると思うのですが、その辺また別の角度で、組織で試みしていくと、そういうことになろうかと思いたいで、今のご質問にはそんな段階でお答えしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) これやっぱり適正審から答申が出ないと動き出せない部分もあるのだと思います。統合準備会なんていうのは、もう答申が出ないと取り組めないことです。しかし、今各小学校で地域の方々が携わりながら取り組まれている事業というのは非常に多いと思うのです。いわゆる統合準備会でも議論しづらいようなこともあるのだと思います。各小学校で開催されている読み聞かせのグループのその後のあり方とか、いわゆる一部小学校で開催されている放課後児童学級というのをどのような形で、もう遊佐1小になるのだから、地域における地域小学校における放課後児童学級というのは必要ないのではないかなとか、それと各小学校ごとにさまざまな特色ある地域性を生かした活動がなされているわけです。そういうものというのが統合された場合、そしてそういう事業を支えている地域住民と学校とのかかわりというのは、もう答申受けてからではなかなかすり合わせがきかない部分というのも出てくると思うのです。ですから、こういうふうなことを先ほども言いましたけれども、ソフトランディングさせるためには、そういう密な、小さい、微細な部分まで真剣にやっぱり協議する必要があるのだと思います。現時点でそれを意見交換をしながらすり合わせるというのはコミュニティ・スクール推進会議しかないかと思いたいで。ぜひ答申が出てからでいいのではないかとではなく、やはりそこら辺は真剣に協議していただくことを切に願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

議長(堀 満弥君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 議員と同じような思いは、PTAの役員を中心にした懇談会で小中学、これは中学校もそうなのです。小学校の児童数が学年70人になる。中学校も少子化になって、思うような教科の担任の先生来ないとか、部活はどう、野球とサッカーつくったらチームできないねとか、そういう時代が間

もなく来るといふ現実の姿がはっきりしているわけです。その辺も見据えて議論してほしいという要望が出ています。そして、これは今からまだ答申が出る前ですから、適正審の。それは我々はそれを仮定して議論はできない、それは当然ですけれども、そういうことも踏まえて懇談会では慌ててするのではなくて、一本化でいくのであれば、早々に結論を出していただいて、準備時間に十分時間をかけて、100%納得というのはできないのは重々わかっています。でも、こういう思いもこういうものがあったのだけれども、ここに反映されたねとか、ここは地区で、まち協で、まさに今度まち協の出番がふえると思うのです。例えば吹浦、高瀬相撲大会があります。これ統合になったらできません、学校では。私が決めるわけではありませんが、多分そういう意見になると思うのです。そして、今度地域で吹浦で春場所、高瀬で秋場所でもいいのです。吹浦の子供、高瀬の子供だけでなく、町内の子供みんな集まれば。秋田からも来い、酒田からも来い、鳥海山の麓の春場所、秋場所を立ち上げるとか、まさにいろんな町のPRにも重なってくるのでは。それこそそのぼり立てたほうがいいと思います。いろんな発想が出てきて。ですから、さっき議員は地域の要望を学校が取り入れるということをおっしゃる。逆もあるのです。学校でやりたいことを地域にも伝えて、地域の皆さんからも理解していただいて、学校教育を充実したいと。何も学校が一方的に地域からあれやってほしいから、これはいい、はいやるのがコミュニティ・スクール地域連携ではなくて、今学校ではこういう時代に英語も習わなければならない。IT機器も活用しなければ国際化も対応してやらなければ、そういう時代に、そしてアクティブラーニングだとか、授業も大学の入試の中身も変わってくる、そういう時代の教育なのです。ですから、これ学校で今まで受け持っていたものをお返ししますと、そういう中身も含めて吟味していただいて、まさに地域は地域で、家庭は家庭で、学校は学校で一緒になってやるのは一緒になって、これはやりましょうと、そういうことで確認しながら進めていくと、そういう準備期間をとってほしいということでPTAの皆さんからは要望ありましたので、もちろん我々はことしの年内には何とか答申をいただきたいと思っています。それもどうなるか、これはもう審議ですのでわかりませんが、そういうことで附帯事項ということで、こういうところは十分留意して進んでくださいということで、統合の時期と附帯事項についてご意見をいただきたいということで諮問したのはそういうことでございます。

議長(堀 満弥君) これにて4番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 事前通告に従いまして、早速質問に入ります。

臂曲地区の採石をめぐる裁判が始まり、早くも1年がたとうとしています。この裁判では、皆様ご存じのように、まず採石業者の採石計画を規制対象事業にしたという行政処分や、それに付随する手続が妥当だったのかどうか争われています。しかし一方では、その内実においてこの町と鳥海山とのかかわり方の根源が問われているとも言えます。一般論として、各自治体では私人との間での争いを避け切ることができず、場合によっては裁判にまで発展することがあります。それでも多くの場合は、例えば情報公開請求や建築確認などに関する、どこの地方自治体でも起こり得る種類の裁判であると考えられます。ところが、今さらここで述べるまでもなく、遊佐町は自然的にも文化的にもその成り立ちは鳥海山とともにあり、時として荒ぶることはあっても、私たちはこれまで鳥海山に生かされてきました。だからこそこれまで町は鳥海山を利活用するとともに保全には力を注ぎ、その一環として遊佐町の健全な水循環を保全するため

の条例も制定してきたと考えます。今回の裁判は、町と一私企業との間の争いでありながら、かつ主位的請求においては行政処分の取り消しを求めるという典型的な訴訟形態でありながら、町そのものと言ってもよい鳥海山の一部を大きく改変することの当否が問われています。一部とはいえ、これ以上山が大きくえぐられることになれば、町の成り立ちそのものがえぐられることにつながります。地下水脈への影響はもちろんのこと、景観などもあわせて考慮すれば、決して大げさなことではなく、この町の存亡にもかかわる争いであり、どこの自治体にでも起こり得るような行政訴訟の範疇にとどまらない極めて重要な位置にある裁判ということになります。そして、このことは裁判所には絶対に理解してもらう必要があります。

では、裁判所に理解してもらうためにはどうすればよいのか。裁判所が判決を下すに当たっては、法律と裁判官の良心に従ってさまざまな事柄を考慮するはずですが、その中には、例えば町民がどのように採石事業や遊佐町の健全な水循環を保存するための条例の制定にかかわってきたのかということも含まれると考えられます。より具体的な内容はここでは省きますが、この論点は既に原告である採石業者が訴状の中で示しており、今後の裁判の中で裁判所の考える事実が示され、あるいは原告と被告のどちらに利があるかが判断されることになると思われます。これまで町民は、採石事業や条例と真剣に向き合ってきたこと、これを理論的に示すと同時に、これからより一層鳥海山の保全に向けた町内世論を高めることができ、それを裁判官に裁判の中で伝えることができれば、裁判官の心証形成にプラスの影響を与えられる可能性があります。これは可能性であって、決して確たるものではありませんが、遊佐には八方に手を尽くし、可能性にかけた天保国替え騒動の経験もあります。時代的、制度的あるいは場面的に全く異なることは当然承知しておりますが、心意気において歴史に学ばない手はありません。しかし、町内世論をより高めるためには町長が先陣を切って引っ張っていく覚悟を具体的に示し、みずから情報の提供を的確に行うことが不可欠です。一般にはなじみの薄い裁判の仕組みや流れ、あるいは用語をかみ砕き、町民にわかりやすく伝えるべきです。ところが、この裁判に関し、なぜかいまだに町民誰も聞ける形での説明会が開催されていません。また、去る2月1日の町の広報紙にも関係して記事がありましたが、ただいま議長の許可のもと配っていただいた資料であります。裁判用語そのままのかなり抽象的なものであり、残念ながら果たして何を言いたいのか町民にはほとんど伝わらなかったのではないかと思います。その一方で、町は9月議会の私の一般質問に対する答弁で「法廷闘争においては、見えにくい部分や専門性により、町民の不安を払拭することはなかなか難しいと考えているが、その努力を惜しまず、今後も町民に対して丁寧な説明をし、一丸となって裁判に臨んでいきたい」と述べています。

そこでお聞きします。このように9月議会の答弁どおりにぜひ実行していただきたいのですが、どう考えても現状では答弁と町の実際の対応が大きくかけ離れていると思えてなりません。なぜこのような状況にあるのか、そして今後はどうなさるおつもりなのかお尋ねしまして、演壇からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、1番、齋藤議員に答弁をさせていただきます。

まず初めに、昨日の施政方針でも申し上げたとおり、鳥海山そして町の自然生態系と保全はまさに将来にも次の世代にもこれらをしっかり享受できるように保全していくというのは行政の最重要課題の一つでありますと申し上げました。まさに鳥海山については史跡鳥海山工リア、また国定公園工リアというような位置づけではなくて、やっぱり全てを保全するというのが鳥海山飛鳥ジオパークにも認定された我が町

の責務だと考えております。私は、これまで鳥海山の環境保全や自然生態系、そして地下水など水循環の保全については、まさに遊佐町として国、県に庄内開発協議会の最重要課題として就任以来保全の活動を行ってまいりました。また、採石法の改正等を求めては、直接中央省庁へも要望活動を行ってまいりました。法律的に遊佐町の表層水、河川等を流れる水については国の法律で国土交通省の管理とされており、水田とか農業用水等の農林水産省が所管する分については期間を定めて国土交通省の許可を得て町で使わせていただいているというような現状であります。実は地下水に関しては管理の法律がなかったことから、国に地下水管理等の水循環の法律をつくっていただけないか。それで実現したのが水循環基本法、要望して国が設置していただいたのは水循環基本法であります。これについては残念ながらスキャンダル等で辞任されましたが、中川秀直さんのご長男、中川秀直さん、衆議院議員とそこでご長男が非常な中心となって尽力をいただいたという記憶がございます。そして、県に対しても県の水循環の条例を何とかお願いしたいということありましたが、ちょうどその当時に米沢市、小国町で外国資本による森林の購入等の事案が発生し、ちょうど、あっ、そうしたら山形県遊佐町でも採石業者等のいろんな問題がありましたよねという、山形県の吉村知事の英断によりまして、県の条例化にこぎつけた。こぎついて条例化を設定していただいたという思いをしております。県の条例制定の過程で、遊佐町から職員をオブザーバーとして参加をさせていただくことに許可をいただき、そして県の水循環基本条例と共同歩調をとりながら、県におくれるところ3カ月、遊佐町の健全な水循環を保全する条例が議会上程され、全会一致で議決をいただいたところでありました。遊佐町の健全な水循環を保全する条例の策定に当たっては、環境審議会等、町民各位から大きな力をいただいたと思っております。遊佐町の健全な水循環を保全する条例に基づいて、その後に水循環審議会を設置してきたということでもございました。

今回の岩石採取につきましては、環境審議会、水循環審議会より規制対象事業とすることが望ましい、すべきであるという指摘をいただきまして、新たな採石事業については健全な水循環を保全する条例に基づいて規制対象事業であると、議会からもそれはしっかりと条例に基づいた対応をせよという強烈な力入れがありましたので、そのとおりの判断をさせていただいたという経緯であります。平成29年2月20日に採石事業者が臂曲地区の採石事業をめぐるの山形地方裁判所へ提訴して、1年が経過をいたしました。これまで議会においても何度も裁判の状況についてお尋ねがあったわけですが、係争内容については申し上げられないことが多く、可能な範囲で情報提供をさせていただいたところでありました。裁判の状況については、準備書面等は裁判が終わったら遊佐町の役場でいつでも閲覧をできるという状況にしておりますし、町民の皆様に対しても簡単な裁判の開催状況を広報等でお知らせをしながら、昨年の町政座談会では冒頭に裁判に関する説明時間をとらせていただき、参加者の皆さんからご意見等をいただく機会も設けてきたところでありまして、今年に入りまして弁護士さんと遊佐町の管理職全てと一緒に会合を開いて、町として今後どのような施策をやっぱり構築すればいいか、アドバイスをいただいたり、また水循環審議会の委員の任命の後に裁判等の問題についての情報公開をさせていただいてきたところでもあります。

議員お求めの町民説明会の開催については、係争中の案件を詳細に説明というわけにはならず、特に事業者側も参加することが予想される説明会においては、多くの配慮を要する余りに、せっかく集まっていたとしても期待に沿えるような説明が十分にできないことが考えられております。その中では地区ごと、これまでのように地区ごとの町政座談会、また区長会連合会総会等、機会を求めながらしっかりと説明を

していきたいなと思っているところであります。

さて、町の広報紙においては5月1日号と先月の2月1日号で特集記事を掲載いたしました。確かに裁判用語をそのまま用いた部分があった点につきましては、読みやすい広報、親しみやすい広報という編集方針からしてもわかりづらい点があったことは改善をしていきたいなと思っておりますが、裁判用語、法的な法律用語を除いて説明するというわけにもいかないということをご理解をお願いしたいと思っております。

今後も町政座談会、区長会、各団体への説明機会を捉えながら、また町民の皆様には可能な限り丁寧に対応してまいりたいと思っております。議会の皆様からは、調査権あるわけですから、議会の委員会等で調査したいということであれば、弁護士さんをお呼びすることも可能でしょうし、また行政側から担当の課、係をしっかりと皆さんの説明に向かわせますので、どうぞ調査委員会等の開催をお願いしながらしっかりとその内容のご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 私の今回の質問は、9月議会での一般質問のいわば続編です。国だとか県の中での地下水保全をめぐる動きは当然あるわけですが、きょうはそこまで広げてしまうと収拾つかなくなりますので、あくまでもこの町のことについて具体的にお話を交わしたいなと思っております。

9月議会の復習ではないのですが、振り返ってみますと私のそのときの質問は、採石事業裁判の対応は大丈夫なのかというふうにタイトルをつけて、被告の町は原告に対して争うという姿勢を示しているのだけれども、実際には積極的に原告に反論していないのではないかと、あるいは同位体環境学や水文学の専門家と裁判が始まってから連携している様子がさっぱり見えないが、それはなぜなのか。そして、それで大丈夫なのかというふうにお聞きしました。そうしたところ町の答弁は、今町長からもありましたとおりですが、具体的な内容は裁判中のためにお答えできませんと、それで一点張りで、ほとんどゼロ回答だということで、議論は平行線に終わったというふうに私は認識しています。ただその際の答弁で、先ほど壇上で申したとおり、法廷闘争においては見えない部分や専門性により町民の不安を払拭することはなかなか難しいと考えているが、その努力を惜しまず、今後も町民に対して丁寧に説明をし、一丸となって裁判に臨んでいきますというふうに述べていたので、今回はこのことについてお聞きしたいと、中心にお聞きしたいと思っております。

最初に、丁寧な説明の部分、ここについてフォーカスをしますけれども、今の演壇からの町長の答弁の中で、町政座談会の冒頭で説明をしているのだというお話がありました。確かにそう言われればそうかなというふうに思ってしまうかねないのですが、ただこれに関していうと、町政座談会の案内で裁判の説明をしますというインフォメーション一切ないわけです。あと、町政座談会に私も複数箇所出席しましたけれども、その説明というのは去年の5月1日号の広報の内容ほとんどそのまま、特段そこでやらなければ伝わらない内容かというところどうなのかなと、果たしてそれを裁判についての説明と言えるのかなというふうに私は考えます。やはり町長の言うように、確かにオープンな形式であれば誰が来るかわからないということで、原告の関係者の方が、それは来るかもしれませんが。それは可能性は十分あるし、来ると思っただろうかいいと思っております。だからこそ、そういうときであったとしても、そのお話の仕方を工夫さえすれ

ば十分できると思うのです。事実裁判に入る前の話ですけれども、町が採石に対してどういう考えを持っているかということはこの議場で説明したときに、たしか業者の方来たはずで。あるいは生涯学習センターでやったときも来たと思います。だけれども、それをちゃんと意識した上でお話をすれば、それはそれでいいわけであって、業者が来るから何も説明会できないというのはちょっとこれは考え方として限られてしまっているのかなというふうには思うのですけれども、その点まずいかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

まず、町民への説明の状況についてでありますけれども、町民への説明状況については、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町民の代表者を参集した会議等において、これまでも何度となく説明をさせております。議会への説明、それから先ほど町長答弁にもあった広報等も含めて、これまで延べ20回ほどの説明をしております。これまでの口頭弁論の開かれた回数、状況から見ますと十二分とは言えないかもしれませんが、説明は足りているのではないかというふうに感じておるところでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 説明という言葉がひとり歩きしてしまうとまずいと思うのですけれども、説明するほうが説明というのと、説明されたほうが説明されたと受け取るのってまた違うと思うのです。やっぱりそこら辺が合致しなければ、それはお互いにとっても説明にならないというふうには私は思います。

話をちょっと次に行きますけれども、やはり町長が演壇の答弁の中で、議会報の多分今回お配りした2月1日号のことを念頭に置いていたと思うのですけれども、わかりにくい表現があったというふうにおっしゃいました。わかりにくい表現があったと、だからこそ今回私がいろいろお聞きしているわけなのですが、では工夫の余地がなかったのかというところも十分あったと思うのです。このページのちょっと前で、恐らく教育委員会が原稿を書いたと思うのですけれども、コミュニティ・スクールに関する記事が載っていました。その中で、まず記事自体も、事柄も事柄でしょうけれども、比較的平易な文章で、しかもその中に2つ脚注が、注釈ついていたのです。言葉の説明。何かというと、参酌という言葉と熟議、この2つについて注釈ついているのです。私は、参酌は難しいかもしれないけれども、熟議はこれはわかるのではないかと。でもそれにもかかわらずつけたというのは、丁寧だなというふうには思ったわけなのです。そう考えると、この2月1日の裁判に関する記事だと、例えば口頭弁論だとか準備書面、答弁書、求釈明、訴状、陳述、こういった言葉がずらずら出てきます。これに関して、まず注釈をつけることはできなくはないですよ。やる気になれば。そもそも1年分の裁判の記事を、去年の5月1日号を別にすれば、1年分の具体的な裁判の中身の記事をA4、1枚だけで出そうというのがそもそも無理があると思うのです。例えば別冊にするという方法も方法としては考えられるだろうし、あと広報の一番最後のページ、毎回載っています。炉辺余話ですか。「佐藤政養のあしあと」のように連載記事にして、裁判の用語について説明するとか、そういうことできるわけなのです。別に用語の説明したって、それが原告に対する利害関係が発生するということないでしょうから、そこら辺は十分工夫の余地があると思うのですけれども、そこら辺はどうお考えですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

これにつきましては、先ほど町長答弁にもあったとおり、わかりやすい、親しみやすい広報を目指さなければならぬという点においては当然でありますので、この間掲載した2月1日号の裁判の記事について町民からそういった指摘が多分あったのでございましょうから、その点については改善をしていきたいというふうに考えております。今後広報に掲載する場合には、その趣旨を逸脱しない範囲でわかりやすい言葉を使って、それが注釈になるのかどうかは別にして、そこはわかりやすいように検討をしていきたいと思っております。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) この裁判の記事のページだけに限りませんが、それぞれのページに担当部署の電話番号が書いてあります。このページだと72-4523ということで、この状態出せば、電話かかってきてもおかしくないわけです。何言っているかさっぱりわからぬと、教えてくださいと電話来たとしても、なかなかそれは容易でないことになるのかなというふうにも思いますので、ぜひともそういうことまで含めて、やはり重々考えて広報体制はとっていただきたいというふうに思います。

次に、一丸となって裁判に臨んでいきたいというように9月議会で答弁いただいた件につきましてお尋ねしたいと思います。一丸となって裁判に臨んでいきたいというような表現があったわけなのですが、これは言われればそうなのですが、では具体的に何かということなかなかこれも難しいというか、いろんな意味合いの解釈できる言葉だと思うのです。町としては一丸となって裁判に臨んでいきたいということに関して、具体的にどういうことを意味するというふうに考えていらっしゃいますか。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 私の今発想しているところは、やっぱり前回、健全な水循環を保全する条例がなかった時代にやっぱり町民から署名運動とかいただいたという経過がございました。今まだ区長会からどうしようやという投げかけがあるのですけれども、やっぱり裁判の機運を醸成していく、町民の意識をしっかりと周知していただいてからやっぱり署名運動に結びつけたいなと、その町民の意思をしっかりとそれを県なり届けたり、それをしっかりとアクションを起こす、今その準備段階であるというふうに認識をしておりますし、当時は以前は生活クラブ生協の組合員の皆さんからもたしか署名をいただいたわけですから、やっぱり圧倒的な町民の皆さんの署名活動とか、そういう活動をする中にはやっぱり区長会の皆さん、集落の各区長さんとか、それから農世帯、そして環境の関連団体、大きな力を得なければならぬわけですから、それらの皆さんと一緒に町民の意思も具現化をしていきたいなと思っております。

残余は課長をもって答弁いたさせます。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今町長の答弁にもあったとおり、町としては町民一丸となって取り組んでもらっていると考えております。町民の方々に対しては本当に大変ありがたいことだという感謝をしているところであります。議会におきましては、臂曲地内における新たな岩石採取計画についての遊佐町が決定した行政処分を指示する決議を決議いただいておりますし、同じように農業委員会、区長会、商工業等々の方々から応援をいただいております。さらには遊佐町環境保全会議の皆様からはのぼり旗やポスターを作成していただき、活動をしていただいておりますし、過去には先ほど町長が言ったとおり、署名活動運動をしていただいたという

経過もございませぬ。町民の方々のこれらの活動には本当に頭の下がる思いでありますし、感謝をしております。こういったことも含めまして、町と一丸となって取り組んでいる状況にあると町では感謝をしているところであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 感謝をしているところというのは何とも言えない部分もあるのかなと思うのですが、ちょっともう一つ別なことをお尋ねします。ちょっと似たような表現なのですが、壇上からも町長の話ありましたけれども、一昨日の町長の施政方針演説の中にあつた「懸案の臂曲地区岩石採取事業をめぐる係争に関しては、引き続き県や環境保全団体と連携しながら、町条例に基づいた町の考えを主張するとともに」、その後ですけれども、「町民の意見反映に努めます」というふうに一昨日の施政方針演説で述べているわけなのです。この町民の意見反映に努めますということも、またこれもやや抽象的なのですが、これはどういうふうに理解したらいいですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほど町民への説明会の状況で30回ほど説明をしておるといふ説明をさせていただきましたけれども、この中でいろんな環境保全会議、それから環境審、水循環合同研修等々の会議を開いている中で委員の皆さんから意見をいただいております。それは素直に弁護士の方にも伝えてありますし、それを使うか使わないかは別にいたしまして、町民の方からいただいた意見については全て弁護士のほうに伝える方針であります。なかなか町民の方が直接我々に対して意見を言にくいという部分は当然あるかと思ひます。議会のほうでもそういったお声があるのであれば議員さんを通じて我々に伝えてもらえれば、それを弁護士さんに伝えませぬし、区長さん方からも町民の方でそういったお話を聞いたのであれば、区長さんを通してでも我々に伝えていただければ、そこは全て弁護士のほうにお話ししたいと思ひますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 区長さんだとか、あとは区長を通じて情報を、その町民の意見を収集するというお話でしたけれども、話が若干戻りますけれども、そうすると例えばそういうチャンネルを通さず意見を言いたいという町民もいると思うのです。よくあるのがやはり、冒頭の話に戻りますけれども、町民説明会を通して挙手して発言をして、こういうのどうですかというのがよくあるし、それは普通であればそういう手段をとるといふふうに私は思っているものですから聞くわけですけれども、あえてそういう場をやっぱり設けて、そういう場においても町民の声を収集するといふことは当然必要だといふふうに思うのですけれども、それは必要ないといふふうにお考えですか、そういう手法といふのは。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

決して必要はないといふ考えは持っておりませぬ。今後、来月に入りますと、また区長全体会も開かれます。さらには引き続き町政座談会も開かれるわけでありませぬので、そういったところで町民の方々の多くの意見を拾っていったらといふふうにお考えしております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) いろいろ理由はあるのですが、やはり最大限の機会を設けて意見の収集というのはしてもらいたいなというふうに強く思います。壇上でも言いましたけれども、この裁判というのはやっぱりこの町にとって特別な裁判だと思います。町の名誉がかかっていると言ってもいいでしょうし、あと最終的にどの段階で最高裁までいくのかわかりませんが、判決出れば、それが判例となって、ほかの地域で類似の裁判が起きれば、やはりそれが判例となって影響していくというふうに思うわけです。だからこそ裁判官の心証に響くよう、必死に町内世論を喚起しなければいけないというふうに思っています。

これは私の強い希望なのですが、裁判の進め方、町の中での、役場の中での実務の話ですが、現在たまたまある多分数人の少数の役場職員が担当しているのだと思います、実際のところ。これはその人が今やっていますけれども、それはたまたまそのときにその人がそのポジションにいるわけであって、裁判というのは当然当たり前ですけれども、その職員の私のものではない。あくまでも仕事としてたまたまやっているというものであると思います。これに関しては、特別職である町長においても一緒であって、当然町長の私のものではないというふうに思います。それから、弁護士さんに関してですけれども、弁護士さんは訴訟実務の専門家なのですが、代理人であって本人ではないということです。しかもその訴訟代理人というのは、別にこれ釈迦に説法で申しわけないのですが、不動産登記だとか商業登記の代理申請と違って、原則として仕事を引き受けなくてはならないという義務はないわけなのです。いわゆる受任義務はないと。嫌なら断れる立場にあるというのが訴訟代理人だというふうに理解をしています。ということは、本人というのは町ですけれども、それと代理人というのは信頼関係に基づいていて、二人三脚で裁判に取り組むべきもの。したがって、代理人に丸投げということはやっぱりあり得ないというふうに思うのです。当然これは重々町は承知してやっていると思うのですが、当然そこも意識して町民の意見収集を含めてしていただきたいということでもあります。

先ほど町の成り立ちは鳥海山とともにあると言いました。ということは、大げさに言えば今まで生まれてきた人、それからこれから生まれてくる人あるいは町の外から遊佐町、鳥海山を心配してくれる人、そういう人からも預かって裁判を進めているのだというふうに私は思うのです。これは抽象的なことなのですが町長にお聞きしたいのですが、これ当たり前なのですが、確認的にお聞きします。あくまでも預かって裁判を進めているのだという意識でなさっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) まずもって町全体が訴えられているのだということは、もう非常に重く受けとめているということを申し上げさせていただきます。ただ、申しわけないですが、これからの裁判の方法、町はどうするのだということは、実はこれ会議録で議会も我々全部オープンにされるわけですから、逆に言うと手のうちを明かすというわけはなかなかいかないと、そういうことでなかなか歯切れのいい回答ができないということも理解をお願いしたいなと思っています。

ただ、代理人というお話ありました弁護士につきましては、お一方は健全な水循環を保全する条例を策定するときから、私が就任してからずっと町の弁護をいただいている方ですし、どこまでやれば法律違反になるのか、その条例の中で、そしてどこまでならセーフなのか、その辺も遊佐町の健全な水循環を保全する条例はその代理人の弁護士の方にしっかり相談しながら築き上げてきたということもご理解をお願い

したいと思います。素人が幾らやっても、それはなるものではないのでし、法律的にここまでなら大丈夫だよと、これ以上いけばレッドカードだよとこのところまでしっかりと整えてきたということをご理解お願いしたいと思います。そして、もう一人の弁護士の方も遊佐町出身、まさに遊佐町で鳥海山を毎日朝な夕なに生まれながら育ってきて、町を大切に思っている方、たまたま若い弁護士さんおりましたので、一人ではやっぱり負担がきついであろうという形で、2人の弁護士さんを代理人にお願いしたということで、私はやっぱり町から出た方が弁護をやってくれるというのは非常に心強いと思っていますし、職員も常に弁護士さんと相談をしながら行っている状況、そしていろんな点があったときには課長会議で決定している。課長会議で議論してから決定をする、そのような手順を踏んできているということをご報告させていただきます。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 誤解があったらまずいので念のために申し上げます、私が申し上げている説明会での説明という意味合いについては、手のうちを明かしてくださいということをお願いしているのではなく、基本的に口頭弁論ごとに準備書面が出されます。その準備書面というのは口頭弁論以降は閲覧ができる形になるわけですので、それは原告だろうが被告だろうが、お互いそれは情報を持っているわけです。だから、その中のことに関して別にここでしゃべることに関してはどちらに有利、不利というのは基本的にならないはずなのです。今まで何回も口頭弁論あって、どういう流れで、どういう論点がどういふふうにお互い言い合ってきたかと、そこを説明するということに関しては、それは事実に基づいてしゃべれば手のうちを明かすということにならないはずなのです。次回の口頭弁論でどういうことを訴えたいと思いますと、それを言えば、それ手のうちを明かすことになるのでしようけれども、ならない。だから、そこら辺は多分認識差が大きいと思うのです。でも、それをしないことには全く具体的にわかりません。だから、それをしようとしなければ2月1日号の記事のような極めてわからない文章になってしまうのです。そうでないと、そこまでしないと恐らく町民の心に響かないし、具体的にさっぱりわからない。そこら辺どうなのですか。ちょっともう一回お聞きします。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

訴状の内容、それから答弁書の内容については、今までも説明会において概要までを説明をさせていただいているということですので。細かい内容とか、それがお互いの考えまで話すということはやっぱり裁判という状況の中では説明することができないということではございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。あと細かい内容については、訴状、準備書面について閲覧をしているわけですので、そこをお読みになっていただいて理解をしていただくと。我々が説明会において準備書面を棒読みするということが可能でありますけれども、それでは町民の方はなかなか納得できないということだと思いますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) そうしますと、例えば企画課の企画係に電話かかってきましたと、この記事がよくわからないので。そうしたときに、対応としては答弁書がありますので閲覧に来てくださいというふうに言うわけですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

そういう言い方をするつもりはさらさらございませんけれども、できる限りで説明をさせていただくということでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そのできる限りですよ。そこら辺は、当然課長なり町長なりの考えがあってやっているとありますが、実際それが町民の考えと合っているかどうか、そこは考えていただきたいなというふうに私は思うのです。きょうも裁判中というフレーズが出てきました。前回、前々回の9月議会も含めて、よくしょっちゅう出てくる話なのですけれども、確かに言われれば、あっ、そうかなというふうに思ってしまうのですけれども、でもその一言を言うことによって本来必要な情報であっても出さなくてもいいというふうにしてしまう魔法の言葉、マジックワードにしてしまうといけないと思うのです。話は全然違いますけれども、捜査中だからというのはマジックワードではないというのを今ニュースで盛んにやっています。それとは違いますけれども、裁判中だからということで全て本来必要な情報を出さないということは、これは違うというふうに私思います。例えばこれ念のためお聞きするのですけれども、裁判中ということをもしおっしゃるのであればですけども、行政事件訴訟法が細かいこと書いていなくて、細かいことは民事訴訟法を見てくださいと書いてあるわけですけども、その民事訴訟法の中においては仮に刑事事件に何かひっかかるような場合においては一定の証人に証言拒絶権があったりするわけですけども、そういうことではないわけですよ。であれば、もうちょっとマジックワードにせずに出してもいいのかなと思うのですけれども、すみません、再度お聞きします。しつこいですけども。何かそれ言ってはいけないようなことがあるのかどうか。別な意味です。念のためお聞きします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

何度も繰り返しになりますけれども、可能な限りは当然説明をさせていただきます。町民の方がどういう点で疑問を持たれているのか、その点もこちらは意見をいただかなければわからないわけですので、そこについては丁寧に、聞かれたことに対しては丁寧に答えていきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 最後ですけども、3点ほど私の思いを、先ほどと、今まで言ったことと重ねますけれども、申し上げたいと思っております。

1つは、私の思うところの説明会ですけども、それを口頭弁論の期日ごとにしてもらいたいと思っております。そこまでしないと裁判の流れというのはわからない。ちゃんときちんと中身がわかって、伝えるほうも伝えにくいだろうし、受け取るほうも受け取りにくいはずですよ。

それから、これは重なりますけれども、広報紙での広報の仕方というのは重々検討してやっていただきたいということ。

それから、3つ目ですけども、オール遊佐の町民力の英知の結集という話は、これしょっちょう町長は使われている言葉です。これはすごくそのとおりだと思うし、そのとおり進めていただきたいわけなのですけれども、私は町民の英知というのを過小評価すべきではないと思っております。もし、もしですよ。あっ

てはいけませんが、町民に情報を出してもわからないのではないかと、そういうふうに思っているとしたら、それは相当これはまずいことであって、やはり町民も今現在情報が無いからいろいろ意見を言えなかった、判断できない部分はあるかもしれないけれども、当然町民もそれぞれの立場でいろんな角度から知見を持っているし、あるいはすごく裁判に有益になる人脈も持っていたりするわけなのです。ですので、そういうこともありますので、やはり町民力の結集というのであれば、それに見合った情報の出し方をしなければ、それは結集にならないというふうに思いますので、やはり全てにおいて整合性のとれた裁判の対応をしていただきたいなというふうに思っています、質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

1つ目の口頭弁論ごとの説明会ができないかということにつきましては、なかなか裁判の進行上、次の期日が読めない中で、期日の少ない中でそのごとく開いていくのはなかなか難しいとは思いますが、そこは町の考え方は先ほども町長が申し上げましたとおり、会議等があれば、そこで随時説明していくという方針でございますので、会議等のタイミングを見ながら丁寧に説明をしていきたいと思っております。

あと広報につきましては、これも先ほど町長が答弁したとおり、丁寧に説明をしていくということでございます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） オール遊佐の英知と私はよく言っていましたし、今振興計画の総合発展計画の基本として、そしてそれを中心にやってきたわけで、私は何も町民の力が少ないだとか、そんな知識がないだとか、そんなことは一遍も言ったことはありません。そして、私はオール遊佐の英知って何が重要なのだとある人に言われました。これ何回も言っているのですけれども、やっぱりこの遊佐にある豊富な人材とか伝統、文化の力をまず生かしましょうよねということが1点でした。2つ目がやっぱり物事を決めるとき、トップダウンではだめでしょうと、やっぱり決定に至るまでのダイナミズム、議論をしてしっかり決めるということが非常に重要ですよということは皆さん議論しましょうよということを申し上げていました。3つ目として、やっぱり議会とか審議会、いろんな団体あるわけですから、チェックアンドバランス。チェックしていただくことも結構ですよ。それは当然情報公開すればチェック入るし、そしてやっぱりバランスをとるとすることも大切でしょうし、また4つ目としてはこの地をよくしようとする志の継続とやっぱり先人に学ぶというのですか、失敗に学ぼうよということを申しましたし、5つ目、これ非常に私はよく一番重要だと言っているのです。お互い違いを認め合う柔軟性、寛容性を醸成しないと民主主義は成り立たなくなると。俺と違うから全部否定したら、特に怖いのが、今若い小学校、中学校、ゲームが非常に熱心です。ボタン1個押せば、これはリセットできますけれども、人間社会というのはそう簡単には発した言葉、相互理解がないときにはなかなか違いを認め合わないと、それは柔軟性、寛容性を醸成していきましょうと、この町に。そして、やっぱり議論して決めていくということがオール遊佐の英知の結集だと私は思っていますので、これらを何回も申し上げましたけれども、この基本から見て、誰が中心、町民が主役の町にしようということを私はずっと訴えてきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

午後 1 時まで休憩いたします。

( 午前 11 時 52 分 )

休

憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

( 午後 1 時 )

議長(堀 満弥君) 7 番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 最後の一般質問となりました。最後は明るい、楽しい話題で締めたいと思いますので、夢ある答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、遊佐版ご当地ナンバープレートをということでテーマにしたいと思います。平昌パラリンピックがあす開幕いたします。さきに行われた冬季オリンピックでも長野冬季オリンピックを超える13個のメダルを獲得した日本の選手たちだけではなく、世界のアスリートたちの活躍は見ている人たちに驚きと感動を与えてくれました。体にハンディを抱えながらも克服以上のパフォーマンスを見せてくれるパラリンピックの選手たちにも熱い応援をしたいと思います。

さて、2年後、2020年には東京オリンピックが開催されます。1964年の東京オリンピックのファンファーレを今でもふと思い出すことがございます。2年後にはぜひ東京でオリンピックを体感したいものだと思っております。この2020年東京オリンピックを盛り上げるために大会エンブレムの入ったナンバープレートも最近見かけられるようになりました。イベント好きの私は、あっ、いいなと思います。そんな中、山形県のご当地ナンバープレートの話題が新聞に掲載されました。吉村知事が昨年11月29日にデザインとともに発表したものですが、東京オリンピックの盛り上がりとともに改めて走る広告塔としてのご当地ナンバープレートが注目されてきたのだと思います。内陸版はサクランボ、庄内版は鳥海山と稲穂がデザインされております。イベント好きの私は、あっ、いいなと思いました。と同時に、遊佐のご当地ナンバーでもできるのではとも思い至りました。町で発行しているのは、原動機付自転車とトラクターなどの小型特殊等ですが、小さな町のユニークな個性として、事故防止にも一役買うのではと思い、提案いたします。

2 目、高速道路が来る、どうするというシンポジウムからしばらくたちました。スーパー道の駅をとの構想はどう進化してきたのでしょうか。丸子地内インターチェンジ予定地付近の工事車両の出入りも多くなってきており、町民の期待も膨らむところです。今までにも進捗状況や全国の動向からの提案もしてきましたが、ジオパーク認定を受けた観光の拠点としての道の駅、農政転換をチャンスと捉えての農水産物の発信を担う道の駅として準備すべきことは多いはずですが、改めてパーキングエリアタウン構想の進捗についてお聞きし、壇上からの質問といたします。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 平成29年度3月議会の最後の質問者であります7番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

遊佐版ご当地ナンバープレートって、大変わくわくするような質問でありましたけれども、これに答弁させていただきます。2020年東京オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートについて、昨

年10月から交付が始まったようであります。また、山形県版の図柄入り自動車ナンバープレートにつきましては、山形ナンバーと庄内ナンバーの図柄が決定し、ことしの10月ころに交付が始まる予定であると同っております。ただ、両方とも無償で交付を受けられるわけではなく、相当の金額、料金がかかることから、国民あるいは県民みんなで装着しましょうとはなりにくいと思われませんが、機運の醸成や地域振興、観光振興に一役を買うものと期待されております。

さて、遊佐版ご当地ナンバープレートについての質問をいただきました。初めに、本町における現状を申し上げますと、現在町で交付するナンバープレートは、遊佐町税条例により軽自動車税の課税対象となる種別のうち、原動機付自転車と小型特殊自動車とされております。このナンバープレートの色や大きさ、材質などの仕様は遊佐町税規則により細かく規定されており、標識交付申請があった場合は、この規定に基づいて作成したナンバープレートを交付しております。原動機付自転車は、排気量や構造によって4つの区分があり、50cc未満は白色、90cc未満は黄色、125cc未満は桃色、ミニカーは水色といったように区分ごとにナンバープレートの塗色が決まっております。農耕用小型特殊自動車は緑色です。ナンバープレートは、申告に基づいて町民課の窓口で交付しておりますが、年間交付枚数は減少する傾向が続いております。平成29年度において1月末までの実績で50cc未満が21枚、90cc未満が5枚、125cc未満が5枚、ミニカーが1枚、小型特殊が34枚、計66枚でありました。

次に、全国的な動きを申し上げますと、市区町村が観光振興や知名度の向上などを目的にオリジナルナンバープレートの導入が始まって10年ほどになりますが、この取り組みの全国的な普及を推進する団体の調べでは、平成29年8月現在で473の市区町村が導入しているとの情報であります。山形県内でもこれまで7つの市町が導入しておりますが、いずれも内陸地方の自治体であり、庄内ではまだ取り組んでいないようであります。このオリジナルナンバープレートのデザインを見ると、東根市はサクランボ、天童市は将棋の駒など、地域の特産品や観光名所、さらには自治体のマスコットキャラクターをあしらったものが主流になっているようであります。また、高畠町や河北町のように合併60周年記念限定で取り組んだ自治体もございます。本町でこの取り組みを行うとすれば、対象となるナンバーの区分をどうするのか、経費は、デザインはというように幾つかの課題が出てくるのが予想されますが、何よりもこの取り組みによって得られる効果がどうなのかということが一番大切なところであろうと考えます。実施済みのある団体のお話では、知名度の低い対象物をあしらったデザインに関して、住民はそれを選ばず、従来のナンバープレートのほうを希望するという厳しい実態もお聞きしております。得られる効果という点では、高畠町や河北町のように合併記念行事にあわせて実施するという事で祝賀ムードを高めるという効果は期待できそうです。今回の遊佐版ご当地ナンバープレートは一つの提案ということで承りました。町民ニーズがどうなのかを把握することも含めて、まずは内部で検討させていただきたいと考えております。

次に、パーキングエリアタウン計画の進みぐあいについての質問をいただいたところであります。日本海沿岸東北自動車道酒田みなと遊佐につきましては平成21年5月、遊佐象瀉道路につきましては平成25年5月の事業着手以降、用地買収や工事の推進が図られており、開通時期については完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で予定として発表されることとなっております。具体的な年月については、いまだ示されていない状況でありますので、昨年度から日沿道の区間ごとの部分開通でもよろしいですから、どうか期日を早目にお知らせいただけませんか、というようなお願いを国土交通省にはお願いしてい

るところであります。

町内の日沿道路線につきましては、用地買収など状況が整った箇所から順次道路の整備工事が着工されています。仮称でありますけれども、遊佐鳥海インターチェンジ予定箇所である北目地内においては、埋蔵文化財の発掘調査が完了し、丸子集落を通ることなく直接現場へ資材を運搬できるように高瀬川への仮橋の建設工事や地盤対策のためのサンドマットの工事、周辺の水田のための仮給排水路の工事が発注されている状況と伺っております。

町といたしましては、引き続き日沿道の早期全線開通を目指し、山形県、秋田県及び沿線各市町村の方々、関係団体はもちろんのこと、町議会の皆様とともに協力し、要望活動を行っていきたいと考えております。

昨年10月には、酒田青年会議所主管として第29回日本海夕陽ラインシンポジウム in 遊佐「地域連携とインフライノベーション～市民と描くまちの未来～」が開催されました。行政だけでなく、民間、経済団体、青年会議所等の若い力もおかりしながら、粘り強く早期開通に向けた取り組みを進めていくことを確認しております。

さて、遊佐パーキングエリアタウン整備計画につきましては、12月議会で3番、菅原議員の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、現時点では遊佐パーキングエリアタウン基本計画に掲げた整備方針に基づき、高速道路利用者の利便性を考慮しながら、簡易休憩施設や道路情報提供施設については道路管理者が、地域振興施設やこれに付随する駐車場やトイレ等の設備は町が行う一体型整備をどう進めるべきかや、高速道路の本線から直接出入りできるよう接続方法の具体案について、日沿道の道路管理者であります国土交通省酒田河川国道事務所、交差する国道345号線の道路管理者である山形県との協議を継続しているところであります。

また、2月26日は日沿道建設促進遊佐町期成同盟会と遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会合同の視察研修を行い、一体型整備のモデルとなる道の駅三滝堂、上品の郷などの視察を行ってまいりました。

(仮称)遊佐鳥海インターチェンジを含む未整備区間の工事進捗は、さきに申し上げましたとおり開通時期が流動的で、まだしばらく時間がかかると見込まれております。そのため、遊佐パーキングエリアタウン整備についても、この全線開通を見通しながら、地域に豊かさをもたらすパーキングエリアタウンとして整備し、町民の皆様からは高速道路ができてよかったと言われるよう計画を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) ご当地ナンバープレートのほうですけれども、今町長答弁の中では平成29年度の発行に関しての報告がございました。それだけでなく町内には既に発行されているナンバープレートがあるかと思います。今の県の企画しているご当地ナンバーであっても、自分の同じナンバーを使って交換ができるというふうになるかと思いますので、遊佐町にはどのくらい今発行されておるのか、町民課長のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答え申し上げます。

平成28年4月1日現在ということで行政報告書のほうにございます軽自動車税の課税状況というものの中から現在課税されている軽自動車の台数の中で報告いたしますと、原動機付自転車は、詳細を申し上げます。50cc以下が551台、それから90ccまでが72台、125ccまでが62台、ミニカーが22台、合計で707台ということです。それから、小型特殊自動車というふうなことで、農耕用、コンバインとかトラクターが代表的なものです。これが1,092台、それからその他ということで小型特殊自動車のその他、これは代表的なものはフォークリフト等になりますが、これが51台、合計で1,143台というふうなことで、707台と合わせますと1,850台という状況でございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 1,850台ほど。行方不明というような、いろいろ前も洗い直しもあったようですけれども、それほど遊佐町には存在するはずだということです。先ほど最初の答弁の中でも経費もかかるのだというような話がありました。この県版のやつの見込みとして大体やっぱり8,000円ほどかかるし、カラーになればそれからまた1,000円ほど上積みの寄附金が必要になってくるというようなお話がありました。ほかの自治体、内陸のほうの自治体でも合併60周年記念であるとかというふうなことでつくられた場合のいわゆるどのくらいの値段設定でナンバープレートがつくられているのかということと、もう一つ今申請中だというふうにあったのですけれども、熊本のくまモンのイラストが入ったやつだとすると、ちょこっとのぞいているような感じの、シールを張った感じのそんなナンバープレートが今申請中というふうインターネットのほうに出ておりました。いわゆる余り高くなればそれほど、軽自動車並みの、原付ですので、そんなに高ければなかなか難しい話なので、ナンバープレートにはシールは張れないというふうないわゆる法律もございしますが、その辺をクリアできるような対策というか、方策というのは考えられないのかどうか、町民課長よろしくお願いします。

議長（堀 満弥君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

まず最初に、経費はそれでは一体幾らぐらいかかるのかというお話でした。これも実際に見積もりをとったということではなくて、既に内陸地方で実施をしております団体に参考のために聞いたお話ですと、1枚当たりの単価については約400円から500円という単価でございました。ちなみに、遊佐町が発注をしております現在のナンバープレートの単価については170円プラス税という状況でございます。

それから、くまモンのキャラクターということでのお話がございました。それにあわせてシールを張ったものといったようなことで、確かにシールというふうなことでナンバープレートにそういったシールを張って、それをご当地ナンバーというふうにすれば経費的には安く上がるのかなというふうなことも思われるわけですが、従来のナンバープレートにシールを張るという部分については最近までは可能だったのですが、平成28年4月に改正をされました道路運送車両法によりまして、このナンバープレートにシール等を張るというふうな行為が禁止をされております。残念ながらシールによる方法ではできないというふうなことで申し上げたいと思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 先ほどくまモンという話を話題に出ささせていただきましたけれども、イメージしたのは私は米～ちゃんなのでありまして、もし四、五百円ぐらいでそういうご当地遊佐町ナンバーができ

れば、鳥海山はちょっと庄内版にとられてしまいましたので、米~ちゃんのプレートもありかなというふうに思いましたので、ぜひ検討いただければというふうに思います。今ちょっと情報として、この前の冬季オリンピックで大活躍をしたカー娘というのか、それが北見市のカーリングのストーンの形のナンバープレートがあるのだそうです。何となくわくわくしそうな感じします。遊佐に1,850台も遊佐町のナンバープレートがあるわけですので、ちょっとその辺も検討課題かなというふうに思いますので、ぜひ実現できればというふうに思います。

それでは、パーキングエリアタウンのほうに入らせていただきます。先ほど早期開通に関してのお話があり、なかなか着工してから時間がかかるものだなというふうに思いますけれども、仮橋のいわゆる橋脚がこの前かかっているのを見かけました。大分進んできたのかなというふうに思います。ということであれば、案外インター付近の設計図というのは大分でき上がってきたのかなというふうに思いますので、そんな設計図がどんな感じででき始めているのかということと、何でこんなにおくられてしまっているのかな。1つは、東北の大震災もありましたけれども、秋田県の進捗を見ればもっと進んでもいいかなというふうになりますので、その2つについてお伺いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

設計関係ですけれども、日沿道の設計関係については町のほうに届けていただいているのは全体的な平面図は届けていただいております。詳細図についてはいただいておりますけれども、まずは現地を見ておわかりのとおり、青いかなり高さのある橋が今高瀬川にかかりましたけれども、あの橋を使って高瀬川の左岸側、要は出戸橋のほうから丸子、今のその青い橋がかかったその区間、その盛り土に使うための砂、盛り土材、それを運搬するためにあの橋をかけております。というのは、そこまでの出入りできる道路というのは町道あるわけでございますけれども、道路が狭い、そして構造的にも弱いということもあって、国のほうとしてはそういったところを破損してしまう可能性が高いということから、あの橋をかけて国道345号側から盛り土材を運び込んで道路をつくっていくという、そういう考えであの橋をつくってございます。その詳細の設計につきましては、ただいま申し上げましたようにこちらとしては今橋の詳細まではわかりませんが、丸子までの全体の平面的なものについてはお預かりをしておりますので、例えばどんな感じになるのかということで問い合わせ来た場合なんかはそういったものを見せて、こんな感じで道路が通るのですよという説明をさせていただいております。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

国交省、それから県との意見交換会といいますか、勉強会のほうが少しおくれぎみではないのかというご質問でありますけれども、勉強会がおくれているということではなくて、国交省の本省での無料高速における道路、休憩施設に関する整備スキームの議論が進んでいないということで、勉強会という会議は1回は開催いたしましたけれども、開かれていないという状況であります。ただ、国土交通省酒田河川国道事務所のほうからは高速道の休憩施設としての必要性は認識していただいておりますし、山形県からは県の道の駅ビジョンにも当てはまる計画であるという見識はいただいております。

勉強会としては開催はしてございませんけれども、町が今年度委託しております遊佐パーキングエリア

タウンの創生拠点整備事業検討業務という委託業務の中で4つのことについて検討して、国土交通省酒田河川国道事務所と調整を行っているところであります。1つは、国交省、県と町で行っております勉強会についての今後の方向性ということで、新道の駅の計画に当たっては基本計画、予備計画、実施計画を策定する必要がありますので、これらを基本機能、土木的観点、制度的観定の3つの観点から整理をしているところであります。

2つ目は、事業手法の検討ということで、道路管理者との一体型の整備手法を前提に、民間活用が可能な施設の整理をしているところであります。従来手法のほかにPPP手法である公設民営方式、それからPFI的手法のDBO方式、PFI手法のBOT方式等々があります。

あと3つ目は、もうかる道の駅に向けた検討ということで、地元の経営者や地場産業の代表者等を対象にアンケート調査を行いまして、さらなる発展を目指した道の駅の検討を行うということを目的に、もうかる道の駅検討会議勉強会を開催する準備を進めてございます。アンケート調査は、できれば今月中に実施し、平成30年度にはもうかる道の駅検討会議を開催したいというふうに考えているところであります。

4つ目は、最後でありますけれども、また遊佐インターチェンジ以北の国道7号にタッチするまでの供用開始の発表がありませんけれども、今現在の遊佐パーキングエリアタウン整備事業スケジュール案ということで検討を進めている状況であります。ということで、これら4つを中心に準備を進めている状況でありまして、国土交通省酒田河川国道事務所とは調整を続けているということでございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) 先ほどの質問の中で1つ、何でおくれているのかという部分をまだ明確に回答いただいていないというような気がいたします。例えばこういうような事業にありがちの用地買収に支障を来しているとか、そういうようなことなどはどうなのでしょう。やはり大分、大体始めたころは7年から遅くても10年ぐらいにはできるのではないかとというようなお話でしたので、その辺の明確な答えをひとついただきたいというふうに思います。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

先ほどの話にもありましたけれども、事業化されたのが酒田みなと遊佐については平成21年度、そして県境部分については25年度事業化になっているわけでございますけれども、我々としては目標として10年間で完成という目標で考えておりました。その前に5年くらい前になったら開通の目標が発表されるだろうという、そういう形で期待をしておったわけでございますけれども、いまだにその開通の目標の発表はされていないという状況ですので、まだこれ以降5年以上はかかるのかなというふうに見ております。ただいま質問ありました何で進まないのだということにつきましては、我々もちょっと何で進まないのかなという形で、簡単に言えば予算がついていないということかと思っております。今の進捗状況で申しますと、平成30年度、来年度の今予算額が発表されていますけれども、その最大、幅のある発表されていますので、その最大値を足してみて計算してみたところ、30年度の予算が最大のほうがついて63.5%、事業進捗率63.5%、これが酒田みなとから遊佐の区間、遊佐から県境区間、象潟も含めてなのですけれども、これについても同じような考え方で計算をしますと30年度で14.8%という形になります。何が問題、用地が取得できないからではないかというような感じの話があったわけですが、用地の進捗状況はどうかかとい

ますと、用地取得につきましては酒田みなと遊佐が87%、そして遊佐から県境、こちらについては17%、こういった形で事業進捗はしております。ただ、100%までには至っていない。部分的に問題があるのであろうというふうに我々も考えておりますけれども、その詳細については国のほうからもデータが来ておりませんので、詳細についてはちょっとつかめておりません。ただ、部分的に先ほど町長のほうからもありましたけれども、部分開通についてお願いをしていると、目標発表したらいいのではないかと要望しているわけですが、それについては国のほうでもやっぱり早目に部分的に開通をさせたいのだという考えを持っておりますので、例えば遊佐でいけば比子インター、服部興野のところにも1つハーフインターをつくるわけですが、そこまでについては今用地問題もほぼ解決していると聞いていますので、我々としては近々発表になるのかと期待をして待っているところですが、これについてはまだちょっと発表はされていないと、そういう状況でございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) 了解をいたしました。

この前いわゆるワーキンググループ等々で視察というような報告書もございました。先ほどの答弁の中で平面図はあるということでしたので、前のいわゆる構想段階のイラストから少しは進歩しているのだと思います。そういうことで視察での報告等々と、ワーキンググループにはどういったメンバーで臨んでおられるのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

パーキングエリアタウンの基本計画の検討委員会、このメンバーにつきましては全部で15名おります。商工会の会長さんを初め、観光協会、それからJAみどり、あとNPO法人の極楽鳥海人、それから農業委員会、あと金融機関、それからふらっとの関係者等々で構成されているのが前に基本計画をつくっていただいた検討委員会のメンバーであります。そのうちワーキンググループについては、1名ほど検討委員会とダブっている方がいらっしゃいますけれども、これも商工会の副会長さんですとか、観光協会さん、それから極楽鳥海人のメンバー、あと東北公益大学の教授、それから特産品部会、シー・トゥ・サミット、あとふらっとの関係者ということで、このワーキンググループも8名おります。先ほど先月行った宮城県内の道の駅の視察研修につきましては、その検討委員会、ワーキンググループのうち8名の方から参加をいただいたという状況でございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) もう一つお伺いしたいのが、視察参りましたよね。私も上品の郷に行く機会がございまして、大変売れている理由がわかった気がします。その辺の報告をお願いします。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

それでは、2月26日に宮城県内4つの道の駅の視察を行ってきました。そのときの感想といたしますが、報告をさせていただきます。今回行った研修の目的としましては、本町の日沿道と同じ無料高速である三陸道から直接出入りのできる形状で整備された道の駅三滝堂と、東北では唯一地域交通拠点モデルとして認定された道の駅上品の郷を中心に視察を行ってまいりました。どの道の駅についても販売について一工

夫しているというのが第一印象でありまして、売り場に核となる売り物があるというイメージを持ってまいりました。あ・ら・伊達な道の駅は、道の駅自体を観光地として売り出しているし、道の駅上品の郷では周辺住民からも親しまれる道の駅を目指しているということでありました。また、三滝堂につきましては国との一体型の道の駅ということで、特に注目して見てまいりましたけれども、やはり無料高速が整備されると交通の流れが高速道路のほうにシフトして高速道路からの利用がふえるということを改めて認識をしたところでもあります。現在、道の駅鳥海ふらっとも多くの入り込みと売り上げを上げている施設ではありますけれども、さらにもうかる道の駅としての検討と遊佐パーキングエリアタウン事業の必要性を改めて強く感じてきたところでもあります。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 前に上品の郷の道の駅の紹介をしたときに、トイレがとてもきれい。そして、繁忙期は1日に2回、半日に1回掃除をするということで大変評判になっているというふうな紹介をしましたところ、我がふらっとでも大分トイレの改修も行い、使いやすいトイレになったという大変やはり人間というのはそういうものになかなか敏感なのだというふうに思いましたし、もう一つ上品の郷でとても感心したというよりも、農産物、直売品の陳列が何というか、新しいものがある、わくわくするという。こっちに曲がったら何があるのだろうかというような期待感を持たせるような、そんな陳列でありました。遊佐町の場合も花の部会などは結構新作をつくるのです。私も議員になるまでは花をつくっておりましたので。新作をつくと遊佐であれば吹浦の方々がなかなか買い支えてくれますし、庄内であれば鶴岡の方々が買い支えてくれます。そんなところで、遊佐は新しいもの好きなのです。そういうことでワーキンググループメンバーの中にこれからの遊佐町の農業を背負う若い人たちも入れて、ぜひ産直品の売り場の充実を図っていただきたいというのは一つのお願いでございます。道の駅ふらっとのあれだけの盛況は、やはり元気な浜と、それから野菜などの産直がやはり評判を呼んだというのが事実だと思いますので、その辺の充実をよろしく願いたいのです。ということで、そういうことであれば農業関係も少してこ入れしなければいけないのかなというふうに思います。事前に産業課長のほうに、ちょっとこれは趣旨は違うかもしれませんが、自治体を中心となって農業法人をつくって地元農業を盛り立てようという取り組みを紹介しております。その辺の検討された部分をもし産業課長のほうでご答弁いただければありがたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

昨日、資料をいただきました。資料の事例というのは、島根県的美郷町というところで遊休農地が非常に問題になっておりました。440ヘクタールのうち130ヘクタールが遊休農地化しているというようなことに非常に町のほうでも危機感を強めまして、町、JA、農業委員会、それから集落営農維持活性化協議会というのですか、そういった協議会も一緒になって臨時社員ということで法人化されたという事例でございました。こういった事例を見ましても、遊佐町法人化されまして、まだそんなに期間はたっていないわけですが、担い手不足と、それから受け手農家への一極集中という点では非常にそういったことが最大の課題となっているのかなというふうに思っております。耕作不利な条件地の中山間ではその影響が

顕著にあらわれているのかなというふうに思っております。このような状況の中で遊佐町の場合はアグリ南西部さんでありますとか、施設園芸事業へ取り組むということでありまして、農事組合法人杉沢のほうでは今後実施される圃場整備事業に伴いまして高収益作物に取り組むというようなことも伺っております。島根県的美郷町のような事例の遊休農地化という深刻な事態まではまだ発展はしていないわけですが、こういった取り組み、法人化することによって営農を活性化して雇用を生むという点では非常に有意義な事業ではあるということですが、遊佐町の場合は今、先ほどお話ししましたとおり現状に鑑みて、国、県、町、土地改良区、JA等と今ある営農法人の支援策を強化していきたいというふうに思っております。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） この島根県美郷町の場合は、また特殊な例だと思いますけれども、今遊佐町で組織されている法人に関してはある程度農業政策の中でのいわゆる集約という形での法人というふうには私は考えておまして、なかなか小回りがきかないという印象を受けております。逆に、最近庄内町でも例がありましたけれども、在来野菜でベビーリーフをつくる生産会社を設立するのだと。いわゆる葉っぱ産業です。ベビーリーフをつくるという。もやしのつくり方になるわけですが、もやしと違って在来野菜の若葉を生産するということになるとかなりの栄養素、ミネラルが多くてなかなか高値で販売ができるし、天候に左右されず周年供給ができるというようなことがメリットとして挙げられているようです。一緒にことしの冬のように野菜が高い場合も安く供給できる。同じ値段で供給できるというような取り組みのようです。そういうことも考え合わせますと、今後やっぱり遊佐町の中の新しい農業のあり方というのをどんどん変えていかなければならないものがあるというふうな思いでいわゆる町が主導する農業法人なり組織であろうというふうに思います。その中で施政方針の中ではパイプハウスの整備等々がうたわれておりましたけれども、県、国のいわゆる助成金というのはなかなか回ってきませんので、その辺の町としてのパイプハウス整備の方針についてのいわゆる考え方というものと、いろいろこれから変化していく中で、午前中の4番議員の質問にもありましたブランド推進協議会の役割がますます少し遊佐の中では高まってくるのかなというふうに思います。この2つについて再度質問させていただきます。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず1点目のパイプハウスということで、園芸大国やまがた事業等ございますけれども、それに漏れた場合はというようなことで、町の考え方ということで述べさせていただきたいと思っております。現在のところ、園芸大国やまがた支援事業の中で県と町の負担を合わせますと3分の2ということで、受益者の方が3分の1という負担割合ということで、なかなか利用価値の高い事業となっておりますけれども、今のところこれに申請して採択される件数というのが県のほうも予算を十分には準備はしておまして、採択されるケースも多いのですが、町としましてもこれから外れてしまった場合というようなことも想定はしておまして、例えば今ちょっと順序がJAさんのチャレンジハウス事業というようなことで、今アグリ南西部さんのほうで取り組んでおられるのがございますけれども、遊佐町でも県に先んじてそういった考えは持っております、町のチャレンジハウス事業としてまずは当初動いたのですが、現在はちょっと活用されていないということもありまして、具体的な支出はないのでございますけれども、新規に就農される方

に対してやはりパイプハウスを補助して、研修用のパイプハウスを町でもそういった支援を検討はしているということでございます。県の要項に合えば園芸大国事業をぜひ推奨したいところではありますけれども、そういったことで県の要項から外れた場合については相応の負担を町でもして、そういった後継者の育成、担い手育成に努めていきたいというふうに思っております。

ブランド推進事業ということでもございましたけれども、特産品の販売ということにつきましては、現在道の駅鳥海ふらっとにおいても町特産品のコーナーがございますので、販売についてはそのまんま継続されていくものと思っております。PATの基本計画の中にも地元の食材を活用したレストランでありますとか、特産品を販売する土産店、それから加工場の構想がございます。午前中、4番の筒井議員さんのほうのご質問にもお答えしましたとおり、ブランド推進協議会、今後ますます遊佐のブランドの発信を強化していく役割が高まると思っておりますので、加工品の開発のみならず、さまざまな分野で重要な役割担っていくことと思っております。引き続き加工場の整備を含めて検討を進め対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） やはりいつも言っているのですけれども、おいしいもの、おいしい食べ物を供給するところには人は集まるのだというふうに思います。私ら鳥海山にいわゆる全国の方々を紹介しても、庄内平野の豊かな水田を見て、それに点々と混在するビニールハウス、その中で何がつくられているのかということの説明すれば、遊佐町はいわゆる食材の宝庫であるというふうに理解していただけます。その発信基地としてのいわゆるスーパー道の駅、産直広場の店舗の充実というものを今後考えていかなければならないし、それなりの準備が必要になってくると思っております。そろそろ見えてきたのかというふうに思いますので、手を緩めず、ぜひ今後完成に向けてまとめてもらえればありがたいと思っております。後でその平面図を見させていただいて、いろいろまた今後の課題としたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問は終了いたします。

議長（堀 満弥君） これにて7番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

日程第2から日程第31まで、議第8号 平成30年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件、条例案件19件、事件案件4件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上記議案を朗読。

議長（堀 満弥君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第8号 平成30年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で平成30年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を述べさせていただきました。本町においては、極めて厳しい現下の経済情勢等にあつて、地域に必要なサービスを確実に

提供できるよう所要の財源を確保し、住民生活の安全、安心を守るとともに、地方経済を支え、地域活力を回復させていくという基本理念のもと、効率的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえまして、平成30年度の一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の確保に留意しつつ、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）に基づく第2期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであります。平成30年度一般会計当初予算の総額は82億4,900万円で、前年度当初予算比5億5,700万円、7.2%の増としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税では総額で12億4,116万9,000円となり、前年度対比1.0%の増と見込んでおります。各種交付金につきましては、これまでの交付実績を参考に推計し、計上いたしました。地方交付税につきましては、前年度対比1億54万3,000円、3.3%減の29億7,418万3,000円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比1億2,722万2,000円、29.8%増の5億5,482万2,000円、県支出金につきましては前年度対比7,244万7,000円、11.6%増の6億9,858万2,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金などの各基金繰入金を前年度対比2億9,287万7,000円、54.9%増の8億2,670万6,000円といたしております。地方債につきましては、前年度対比1億970万円、11.5%増の10億6,070万円を計上いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比2,315万6,000円、1.8%の増、一般行政経費では扶助費で前年度対比7,536万2,000円、8.3%の増、物件費が前年度対比4,724万2,000円、4.5%の増、補助費等で1,529万2,000円、1.1%の減となった結果、一般行政経費全体では38億4,008万4,000円で前年度対比9,822万9,000円、2.6%の増といたしました。投資的経費では、学校や観光施設、若者定住町営住宅の整備を計画的に実施する一方、社会資本整備総合交付金事業の計上額が増加したことなどにより、前年度対比4億4,639万4,000円、58.5%増の12億904万7,000円といたしました。繰出金は水道事業会計並びに国保、介護、後期高齢者、下水道の各特別会計に対する繰り出しに対応するため総額で11億3,448万円を計上し、前年度対比1,677万9,000円、1.5%の減といたしました。

新規事業といたしましては、子育て世帯に対する負担軽減と切れ目のない子育て支援を目的としたすくすくゆざっ子支援金支給事業に2,674万円、廃棄物ステーション整備事業として226万円、中学校部活動指導員配置事業として135万円、園芸大国やまがた産地育成支援事業として2,269万3,000円を計上しております。

そのほか特徴的な事業といたしましては、新庁舎建設事業として2,441万8,000円、移住、定住促進のための事業として合わせて4,769万7,000円、雇用、経済対策として持ち家リフォーム並びに定住促進住宅建設整備支援金交付事業で8,000万円、産業活性化対策負担金で800万円をそれぞれ計上しております。また、遊佐高校就学支援事業で1,161万4,000円、ジオパーク推進事業で1,098万3,000円、ふるさとづくり寄附金事業で1億7,455万5,000円、中山間地域直接支払事業で9,974万9,000円、農地に係る多面的機能支払交付金事業で1億7,094万8,000円、被害が収束に向かいつつある松くい虫防除対策関連経費で1,972万7,000円、町道維持整備及び新設改良事業で1億7,093万9,000円などを計上しております。さらには、誘致企業に対する支援として産業立地促進資金貸付金で1億3,550万5,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するためのまちづくり活動支援事業として5,058万3,000円をそれぞれ

計上しております。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。平成31年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、すくすくゆざっ子支援金、子育て世帯移住奨励金、住宅リフォーム資金特別貸付利子補給補助金等を計上しております。

以上、平成30年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計等を含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、町財政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて、町民の皆様並びに議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

議第9号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。本案につきましては、次のような観点に立ち、編成いたしました。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営主体となります。このため、従来の共同事業等に係る交付金及び拠出金等については廃止されることとなりました。一方で、国民健康保険事業費納付金は主に国民健康保険税を財源としているため、引き続き収納率の向上に努めると同時に、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる特定健康診査を初めとする保健事業等の一層の充実を図りながら、適正な国保運営に努める必要があります。また、平成23年度から平成26年度までの4年間で一般会計から繰り入れた法定外繰入金金の2億8,700万円につきましては、一般会計に全額を繰戻すことといたしました。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を17億7,000万円とし、前年度当初予算比では1億3,000万円、6.8%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険税で3億2,882万5,000円、県支出金で10億4,137万3,000円、繰入金で2億2,683万8,000円、繰越金で1億7,000万1,000円などいたしました。

これに対応する歳出につきましては、総務費で4,765万4,000円、保険給付費で10億2,764万円、保健事業費で2,188万7,000円、国民健康保険事業費納付金で3億6,907万7,000円、諸支出金で2億9,027万1,000円、予備費で1,329万7,000円などとしております。

議第10号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算。本案につきましては、快適な生活環境の実現のため、下水道事業を計画的に実施しておりますが、平成30年度は特定環境保全公共下水道事業費と維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を7億8,600万円とし、前年度当初予算比では100万円、0.1%の減としております。平成30年度の整備計画としては、特定環境保全公共下水道事業として上蕨岡、大蕨岡、水上地区の整備を予定しております。

歳入の主な内容を申し上げますと、受益者負担金で862万3,000円、下水道使用料及び手数料で1億5,174万円、国庫補助金で9,600万円、一般会計繰入金で3億7,800万円、繰越金で2万3,000円、諸収入で541万4,000円、町債で1億4,620万円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費では職員給与関係費と処理場の運転管理費等で9,292万7,000円、下水道建設費では職員給与関係費、事務費等で1,591万円、管渠工事費で2億2,540万円、水道管移設補償費で2,000万円の合計で2億6,131万円、公債費の起債元利償還金で4億3,171万円、予備費で5万3,000円としております。

議第11号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算。本案につきましては、農業集落排水事業

4 処理区の維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を9,050万円とし、前年度当初予算比では90万円、1.0%の増としております。

歳入の内容を申し上げますと、分担金で1万円、使用料及び手数料で1,991万円、一般会計繰入金で6,800万円、繰越金で257万円、諸収入で1万円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の総務管理費で3,041万9,000円、公債費の起債元利償還金で5,999万4,000円、予備費で8万7,000円としております。

議第12号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案につきましては、第7期介護保険事業計画期間の最初の年度に当たり、これまでの要介護認定者の状況や介護サービスの利用状況等を踏まえるとともに、平成29年度から開始した総合事業費を推計し、各事業を確実に遂行できるように予算編成を行い、提案するものであります。また、引き続き介護予防事業の取り組みを一層推進することにより、介護給付費を抑制することはもちろん、支え合い体制を構築することにより高齢者が安心して生活できるよう、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関など関係機関が連携し、各種事業を進めてまいります。以上のことを踏まえ、歳入歳出予算の総額を19億1,400万円とし、前年度当初予算比では400万円、1%の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で3億5,690万円、国庫支出金で4億7,855万4,000円、支払基金交付金で5億1,645万5,000円、県支出金で2億6,768万1,000円、繰入金で2億7,558万9,000円、繰越金で1,871万8,000円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で3,674万5,000円、保険給付費で18億997万円、地域支援事業費で6,687万3,000円などとしております。

議第13号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けられております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保険事業の計画等であります。

一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格や給付に関する各申請等の受け付け及び保険証の引き渡し、また保険料に関しては納入通知の送付及び保険料の徴収であり、徴収した保険料は山形県後期高齢者医療広域連合へ納付してあります。これらを踏まえて、歳入歳出予算の総額を1億8,380万円とし、前年度当初予算比では1,980万円、12%の増としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で1億750万1,000円、繰入金で7,594万円などといたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で131万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で1億8,200万円などとしております。

議第14号 平成30年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、水道事業の健全な経営基盤の強化、維持管理経費等の節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をいたしたものであります。内容について申し上げますと、老朽管の更新につきましては、これまでと同様、下水道工事と一体的による整備を行うほか、平津配水池及び上寺配水池の更新工事、日本海東北自動車道の整備に伴う水道管の移設工事、さらには各施設設備改善を進める事

業費等を計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしましては、給水戸数と給水人口を4,580戸、1万3,350人とし、年間総給水量を143万7,000立方メートル、1日平均給水量を3,936立方メートルと設定したところであります。また、建設改良事業につきましては、老朽管更新事業、日本海東北自動車道建設に伴う水道管移設工事、配水池の耐震化等を行うため2億1,800万円の事業費を計上したところであります。

次に、収益的収支につきましては、水道事業収益の予定額を4億3,001万8,000円とし、その主な内容は給水収益で3億5,277万9,000円、下水道工事及び日本海東北自動車道建設に伴う工事負担金等の受託工事収益で3,750万円、消火栓維持管理等負担金で209万4,000円などで、営業収益合計で3億9,288万9,000円とし、営業外収益としては下水道使用料徴収経費負担金で310万円、加入金で51万6,000円等で、営業外収益合計で3,711万9,000円としたものであります。

これに対する水道事業費用の予定額は4億4,744万円とし、主たる費用は営業費用の取水配水給水費で1億854万2,000円、下水道、自動車道関連等の受託工事費で4,090万円、職員給与関係、料金賦課収納業務等の総係費で4,528万5,000円、減価償却費で1億8,960万円などで、営業費用合計で3億9,090万円とし、営業外費用では企業債支払利息3,725万円のほか、消費税納付金等合計で5,494万円としたものであります。

次に、資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げました老朽管更新、施設設備等の改善を行うため、資本的支出として建設改良費に2億1,800万円を計上し、企業債償還金1億5,600万円を合わせ、資本的支出予定額を3億7,400万円としたところであります。

これに対応する財源といたしましては、企業債としての1億3,000万円、耐震化対策事業に対する国庫補助金2,400万円及び旧簡易水道事業にて借り入れた企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,500万円が資本的収入予定額となり、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億500万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

議第15号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について。本案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の基準等について定めるため、提案するものであります。

議第16号 遊佐町工場立地法地域準則条例の設定について。本案につきましては、工場立地法の一部改正に伴い、工場敷地面積に対する緑地及び環境施設面積の割合を規定する地域準則の制定に関する権限が県から町に移譲されたことから、本町への企業立地の促進と企業振興を図るべく、地域準則について定めるため、提案するものであります。

議第17号 遊佐町地区計画等の案の作成手続に関する条例の設定について。本案につきましては、都市計画法の規定に基づき、地区計画等の原案の提示方法などについて定めるため、提案するものであります。

議第18号 遊佐町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について。本案につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部改正により、地方税の課税免除に関する規定が削除されたことに伴い、固定資産税を課税免除する事由がなくなることから、関連する条例を廃止する必要があるため、提案するものであります。

議第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきまし

ては、山形県人事委員会の勧告に鑑み、一般職及び特別職の職員の給与の改定を行うとともに、社会教育アドバイザー及び中学校部活指導員の報酬額を設定するため、提案するものであります。

議第20号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、介護保険法関係省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正及び地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準の改正について、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第21号 遊佐町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第22号 遊佐町企業奨励条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、企業立地に係る支援制度の適用業種等が拡大されたことから、本町への企業立地を促進し雇用の拡大に資するべく、町助成制度の適用範囲を拡大するため、提案するものであります。

議第23号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第24号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、関係する規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第25号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、職員の育児と仕事の両立を支援すべく、職員の子の看護に係る特別休暇の適用範囲の拡大について、関係する規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第26号 遊佐町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第27号 固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、平成30年度が固定資産の評価がえの年度に当たることから、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期を4月から5月に変更する特例を設けるため、提案するものであります。

議第28号 遊佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第29号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、公営住宅法等の一部改正に伴い、町営住宅入居者の収入申告について、入居者の状況に応じた緩和要件に関する規定

の整備を図るため、提案するものであります。

議第30号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、道路占用料の額の算定の基礎となる所在地区分、地価水準の変動等を反映した道路法施行令の一部改正に伴い、管内の国道、県道に準拠し、町道における道路占用料の額に関する規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第31号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する運動施設が占める割合の上限について、関係する規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第32号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、上水道料金算定の特例について、関連する規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

議第37号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの介護保険料について改正する必要があるため、提案するものであります。

議第33号 町道路線の廃止及び認定について。本案につきましては、大楯浄水場への利用形態に合わせ、路線の廃止及び認定をすると同時に、除雪機械格納庫新築のため、路線を新たに認定するため、提案するものであります。

議第34号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第2期実施計画の策定に伴い、遊佐町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

議第35号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について。本案につきましては、酒田市との間において締結した庄内北部定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、提案するものであります。

議第36号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町総合発展計画第2期実施計画の策定に伴い、白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

以上、当初予算案件7件、条例案件19件、事件案件4件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀 満弥君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

初めに、議第15号について、高橋健康福祉課長よりお願いします。

健康福祉課長（高橋 務君） ご説明申し上げます。

議第15号につきましては、現在居宅介護支援事業所の指定に係る事務につきましては県が所管しているところがございます。高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるようにするためには、地域包括ケアシステムの構築とともに高齢者の自立支援のためのケアマネジメントシステムが必要に

なってきます。そのため地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに町が積極的にかかわっていくように保険者機能の強化という観点から居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲することになり、介護保険法の改正が行われました。この法改正に伴い、町条例で居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため、提案するものです。この条例により、平成30年度からは町で居宅介護支援事業所の指定を行い、またこれまで県が行ってきた居宅介護支援事業所の指導、監督についても町で行っていくこととなります。

条例の内容につきましては、第1章で総則として条例の趣旨、用語の定義等、第2章で事業の基本方針、第3章で事業の人員に関する基準、第4章で事業の運営に関する基準、第5章で基準該当居宅介護支援に関する基準をそれぞれ規定しました。具体的な基準につきましては、これまでの県条例の規定を踏襲しているところであります。

説明は以上です。

議長（堀 満弥君） 次に、議第16号について、佐藤産業課長よりお願いします。

産業課長（佐藤廉造君） ご説明申し上げます。

遊佐町工場立地法地域準則条例の設定、新規設定条例であります。条例の制定理由としましては、工場立地法の一部改正によりまして工場敷地面積に対する緑地及び環境施設面積の割合を規定する地域準則の制定に関する権限が県から町へ移譲したことによるものということでございます。基本的に基本の原則でございしますが、この条例の趣旨としましては、各用途地域における緑地等の面積の割合は工場立地法に定める割合に準じて用途地域ごとに下限の割合を規定するものということとなっております。

第1条関係では、工場立地法第4条の第1項によりまして、工場立地法の主な規定項目である工場立地に関する準則等の公表が規定されておるということで、同法の第4条の2の規定に基づいて適用すべき準則を条例に定めることを規定しているものであります。

第2条関係は、用語の意義ということで、工場立地法によることを規定しております。この中で緑地以外の環境施設という用語については、噴水等の景観施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設などをいうということでございます。

第3条に関しましては、各地域、用途地域、用途地域外の敷地面積に対する緑地と環境施設面積割合の下限について規定する表でございます。

第4条関係としましては、工場敷地が2の区域にわたる場合については、3条の表に示されている規定する割合が最も高い割合の区域に該当するときは最も高い割合を敷地の全部に適用するというところでございます。同表に規定する区域以外の割合が最も高い場合については、同条の規定の適用外ということを規定しております。

それから、第5条関係であります。建築物の屋上等緑化施設ということで、都会に多いケースありますけれども、そういった場合については3条で示された面積の100分の50の割合まで緑地の面積に算入できることを規定しております。

第6条関係としましては、工場敷地が本町と隣接する地方公共団体の区域にまたがっている場合については、町長とその隣接する公共団体の長と協議することを規定されているということでございます。

経過措置については、工場立地法が施行された昭和49年6月28日に設置されている工場については、設

置当初の準則が存在しませんので、準則に合わせた敷地利用計画が不可能ということから、同法の施行後に設置された工場一律に準則を適用するのではなく、省庁が別に定めた別表による算式により行うことを規定しているという内容でございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 次に、議第17号について、川俣地域生活課長よりお願いします。

地域生活課長（川俣雄二君） ご説明申し上げます。

議第17号 遊佐町地区計画等の案の作成手続に関する条例の設定についてであります。これにつきましては現在西遊佐地区の市街化調整区域の規制の緩和を図るために進めております地区計画の策定に基づきまして、この策定をする上で都市計画法に基づき、計画の原案の提示方法や地区関係者からの意見などの提出方法について定める必要があるために設定をするものであります。

第1条としまして、趣旨が書いてありますけれども、これについてはこの条例は都市計画法の規定に基づいて地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出並びに地区計画の決定等の申し出の方法について必要な事項を定めるものとするとしております。

それに基づいて第2条では、地区計画の原案の提示方法が示されております。ここについては、地区計画の案を作成するときには、次に掲げる事項を示して原案を2週間縦覧に供することというふうに定めております。

そして、第3条におきましては説明会の開催について定めております。町長が必要と認めるときには説明会の開催の措置を講ずることというように規定をしております。

そして、第4条におきましては地区計画等の原案に対する意見の提出方法でありますけれども、これについては地区計画の原案の区域内の土地に権利を有する者から、この意見を提出いただくために縦覧の日から1週間以内にその意見を提出することを定めております。

そして、第5条でありますけれども、地区計画の決定の申し出方法でありますけれども、「住民又は利害関係人は」とあります。この住民というのは、地区計画区域内の住民であります。そして、区域内にあるその土地等に利害関係のある関係人は個人または共同で地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更、地区計画等の原案に盛り込むべき事項を町長に書面により申し込むことができるというふうに規定をしております。

そして、6条においては委任ということで、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるというふうにしております。

条例につきましても説明につきましては以上でございます。

議長（堀 満弥君） 次に、日程第32、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第8号 平成30年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長には齋藤武議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には齋藤武議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会します。

(午後3時04分)